

令和7年3月13日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 予算委員会

2 日時

- (1) 期日 令和7年3月13日(木)
- (2) 開会 午前9時56分
- (3) 延会 午後4時21分

3 場所 議場

4 出席委員

白 石 純 一	委員長
大 田 基 次	副委員長
高 崎 良 二	委員
竹之内 和 満	委員
大 野 雅 子	委員
渡 辺 久 治	委員
川 畑 二 美	委員
川 原 慎 一	委員
竹 原 信 一	委員
牟 田 学	委員
木 下 孝 行	委員
山 田 勝	委員
濱 田 洋 一	委員

5 欠席委員

なし

6 職務のため出席した議会事務局職員

上 脇 重 樹	次長兼議事係長
松 林 俊 介	議事係主任

7 説明員

新 町 博 行	税務課長
田 原 勝 矢	税務課長補佐兼管理係長兼滞納整理係長
牛之濱 諒	税務課課税係長
寺 地 克 己	こども保健課長
大 橋 尚 子	こども保健課長補佐兼保健予防係長
田 上 智 子	こども保健課こども家庭係長
尾 上 覚 史	介護長寿課長
本 千 晶	介護長寿課長補佐兼介護保険係長
宇 都 貴 子	介護長寿課高齢者支援係長

松	崎	正	幸	介護長寿課地域包括支援係長
大	野	裕	人	農政林務課長兼農村環境改善センター所長
川	原	陽	介	農政林務課長補佐兼農政管理係長
下	澤	克	宏	農政林務課長補佐兼農村振興係長
所	崎	慎	也	農政林務課林務係長
牧	内	達	志	農村環境改善センター管理係長
園	田		豊	環境水産課長
早	水	英	行	環境水産課長補佐兼生活環境係長
松	永	雄	輔	環境水産課水産係長
宮	下	雅	行	商工観光課長
船	蔵	真	一	商工観光課長補佐兼観光推進係長
大川内	広	樹		商工観光課商工振興係長
池	田	英	人	都市建設課長
尾	上	国	男	都市建設課技監
松	下	直	樹	都市建設課長補佐兼管理係長
吉	屋	竜	太	都市建設課長補佐兼建設係長
花	田	伸	行	都市建設課長補佐兼維持係長
宮	路	隆	博	都市建設課都市計画係長
脇	園		渉	都市建設課住宅対策係長
迫	口	竜	一	都市建設課建築係長
下	脇	一	博	農業委員会事務局長
平	瀬	修	治	農業委員会事務局管理係長

8 会議に付した事件

- (1) 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算
- (2) 議案第20号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計予算

9 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

◎ 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算

白石純一委員長

11日に引き続き、委員会を再開します。

本日の審査は配付した日程の順に進めます。

それでは審査に入ります。

議案第17号を議題とし、こども保健課所管の事項について審査に入ります。

〔こども保健課入室〕

それではこども保健課、所管課に説明を求めます。

寺地こども保健課長

議案第17号中、こども保健課の所管する事項について御説明申し上げます。

初めに歳出予算の主な事項について御説明いたします。

69ページを御覧ください。

第3款民生費2項1目児童福祉総務費のうちこども保健課所管分は、1節報酬から4節共済費などの人件費であり、職員3名分の人件費やこども保健課で雇用する会計年度任用職員に関する人件費が主なものであります。

7節報償費については、主に出生祝い商品券支給事業に関する経費を計上したものであります。

70ページを御覧ください。

12節委託料については、地域子育て支援センター事業に関する委託料を計上したものであります。

18節負担金、補助及び交付金については、出産応援交付金及び子育て応援交付金について、妊娠届出時に5万円、出産後に5万円を現金給付するものであり、それぞれ90世帯程度を見込み計上したものであります。

75ページを御覧ください。

第4款衛生費1項1目保健衛生総務費の令和7年度予算額は、前年度比163万8000円の減となりました。減額となった主な理由は、2節給料から4節共済費まで、職員の人件費の減額が主なものであります。1節報酬から4節共済費のうちこども保健課所管分は、職員8名及び会計年度任用職員5名の人件費が主なものであります。

76ページを御覧ください。

12節委託料は、説明欄に記載の在宅当番医制事業ほか4件であり、出水郡医師会などに委託して実施しようとするものであります。中でも、前回の予算委員会時において、債務負担行為の設定の際に御説明しましたとおり、令和7年度から新たに子育て世帯向け医療相談事業及び産後ケア事業のうち、訪問型の事業に取り組むこととしております。

77ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金の主なものは、公的病院運営費補助事業であり、市内医療の拠点である出水郡医師会広域医療センターに対する運営補助金として、1億3200万円を計上したところであります。

2目健康増進費の令和7年度予算額は、前年度比21万1000円の増となりました。

増額の主な理由は、会計年度任用職員に関する 1 節報酬、検診従事者に支払う 7 節報償費の増額が主なものであります。

78ページを御覧ください。

12節委託料は、計画書作成業務など説明欄記載の 4 件であります。

このうち、計画書作成業務については、第 2 次あくね元気プランが令和 7 年度に終期を迎えるため、新たな計画を策定するものであります。

また、がん検診業務については、予防啓発や早期発見、早期治療を促し、市民の健康寿命を延伸させることを目的に実施しようとするものであります。中でも、部位別がん死亡のうち、肺がん、大腸がんにて亡くなられる方が多いことを踏まえ、令和 7 年度については、肺がん、大腸がん検診の無償化を図り、がん検診の受診率向上に努めていくこととしております。

18節負担金、補助及び交付金の主なものは、がん患者アピアランスケア助成事業であり、がんの治療を受け、外見の変化に悩む女性に寄り添い、治療の後押しを行えるよう、医療用ウィッグの購入費用や補正下着の購入費用の一部を、鹿児島県の補助制度を活用しながら実施するものであります。

3 目予防費の令和 7 年度予算額は、前年度比1197万2000円の増となりました。

増額の主な理由は、12節委託料のうち、新たに定期接種化された带状疱疹の予防接種に関する費用を計上したことが主なものであります。

10節需用費の主なものは、昨年、第 4 回定例会の予算委員会において、債務負担行為設定の際に御説明しましたとおり、子供の予防接種に必要な16種類のワクチン購入費であります。

12節委託料のうちこども保健課所管分は、説明欄に記載の個別予防接種業務とレントゲン検診業務の 2 件であり、乳児から高齢者に対する予防接種や肺がん、結核検診に要する費用を計上したものであります。

80ページを御覧ください。

6 目保健センター管理費は、保健センターの維持管理に関わる費用であり、10節需用費のうち光熱水費や12節委託料、説明欄記載の 8 件が主なものであります。

次に、18ページにお戻りください。

歳入予算について御説明いたします。

第12款分担金及び負担金 2 項 4 目衛生費負担金は、養育医療事業に関わる保護者負担金を計上しました。

19ページを御覧ください。

第13款使用料及び手数料 1 項 3 目衛生使用料のうちこども保健課所管分は、保健センター土地占用料であり、保健センター敷地内にある九電柱 1 本、自動販売機 1 台の土地占用料であります。

22ページを御覧ください。

第14款国庫支出金 1 項 3 目衛生費国庫負担金は、療育医療に係る国の負担分であります。

23ページを御覧ください。

2 項 2 目民生費国庫補助金 2 節児童福祉費補助金のうちこども保健課所管分は、子ども・子育て支援交付金、出産・子育て応援交付金であり、母子保健事業に対する補助金として1551万3000円、出産・子育て応援交付金事業に係る補助金として895万円の合計2446万

3000円を計上しました。

3目衛生費国庫補助金のうちこども保健課所管分は、母子保健衛生費であり、産後ケア事業、子育て世帯向け医療相談事業に係る補助金として計上しました。

25ページを御覧ください。

第15款県支出金1項3目衛生費県負担金は、養育医療費に係る県の負担分を計上しました。

26ページを御覧ください。

2項2目民生費県補助金のうちこども保健課所管分は、1節社会福祉費補助金の地域自殺対策強化事業費を計上しました。

2節児童福祉費補助金のうちこども保健課所管分は、子ども・子育て支援交付金のうち、母子保健事業に対する補助金として912万1000円、出産・子育て応援交付金及び産後ケア事業推進事業費補助金を計上しました。

3目衛生費県補助金のうちこども保健課所管分は、2行目の健康増進支援事業費から4行目の造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業県補助金の3件であります。

28ページを御覧ください。

3項3目衛生費委託金、市町村権限移譲交付金のうちこども保健課所管分は、医師法等に基づく医師等の免許申請書の進達や、免許証等の交付などの事務に関わる交付金15万円を計上しました。

33ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入2節団体支出金のうちこども保健課所管分は、後期高齢者健診業務広域連合補助金であり、後期高齢者に係る長寿健診費用及び訪問指導実施に対する補助金を計上しました。

20節雑入のうち、こども保健課所管分は雇用保険料のうちこども保健課で雇用する会計年度任用職員8名分の雇用保険料、その7行下のがん検診費用徴収金、その2行下の肝炎ウイルス検診等費用徴収金、その5行下、保健センター自動販売機電気料、その3行下、保健センター実習生謝礼金。

34ページになりますが、上から6行目、原子力立地給付金のうち、保健センターに係る給付金を計上しました。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

白石純一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

竹原信一委員

77ページの4款1項、これ何項だっけ。

1番上から2行目のところ、公的病院運営事業費、これ1億3200万円、広域医療センターですけれども、この金額の算定の根拠とか、この金額になる過程を説明してください。どうしてこの金額になるのかという根拠を。どうやってこの金額にしたのかを。

寺地こども保健課長

広域医療センターに対する特別交付税は、不採算地区中核病院、第2種に該当します。

この不採算地区中核病院第2種というのが、病院の半径5キロ以内の人口が10万人未満である、また、2次医療機関、かつ僻地拠点病院であるということから、基本額となるの

が103万3000円になります。103万3000円掛ける調整後病床数の70床を掛けた7,231万円。これに救急告示病院として、県から救急告示病院の指定を受けていること、かつ、2次医療機関であるということから、基本額である1,697万円掛ける救急病床数の16床、プラス加算額である3,290万円、合計6,052万円。これの合計をした金額が1億3200万円となるところです。このうち、国の特別交付税の措置が80%ということになりますので、特別交付税措置が1億560万円、阿久根市の負担額については2,640万円となるところです。

竹原信一委員

阿久根市が2640万円というのは、例えば、それに対する交付税の措置というのではないですよね、国からの。

寺地こども保健課長

ございません。

渡辺久治委員

同じく77ページ、4款1項1目18節の病院群輪番制病院事業、これは阿久根市、出水市、長島町で共同でやっていくということなんですけども、この利用者というのは阿久根市、出水市、長島町でどのように、今年度もし分かったら教えてください人数とか。

寺地こども保健課長

後もって報告をさせてください。

渡辺久治委員

後もってでもいいんですけれども、その利用者の数でですね、阿久根は641万円の負担してるんですけども、そういうふうになってるのか、その辺のところが分かれば、後でいいですけどそれを教えていただければ。

寺地こども保健課長

この病院群輪番制の補助金については、実際受診をした患者の数ということではなくて、令和2年の国勢調査人口、これに応じて、補助対象経費2693万7000円というのが、病院群輪番制に係る補助対象経費の合計になるんですが、この分に、先ほど言いました令和2年国勢調査人口8万969人なんですけど、このうち阿久根市の人口が1万9270人、20人、割合として23.8%となることから、この2693万7000円のうちの23.8%、641万1000円を今回計上しているところでございます。

渡辺久治委員

分かりました。恐らく阿久根の人が一番利用してると思うんですけど、その中ででも負担割合が少ないということが分かりました。後で、その人数を教えてください。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

一旦休憩に入ります。

(休憩 午前10時14分～午前10時15分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

質疑ございませんか。

山田勝委員

今のね、質疑についてちょっとお尋ねしますが、これは2次当番時のお金だということで、昔からあったお金なんですよ。だから、私今こう聞きたいと思ってるのは、当番医はもう広域医療センターと出水の市立病院しかないんですか、日曜当番医は。

寺地こども保健課長

日曜日の当番医については、平日の昼間、あと休日の昼間については出水郡内の病院で、まわりばんこで、当番で在宅当番医制事業という形で実施をしております。

病院群輪番制がですね、休日及び夜間における2次救急医療ということで、出水郡医師会が実施をしてるものなんですけど、先ほども言いましたとおり、これを実施している病院が出水の総合医療センターと阿久根の広域医療センターの2か所という形になります。

山田勝委員

これは日曜日の救急病院だけの話なんですね。救急病院だけの話。

寺地こども保健課長

平日の夜間と休日の夜間も含めた分になります。

山田勝委員

そのすぐ上の公的病院運営補助金事業1億3200万円について。

これは去年のね、質疑の中で、コロナの患者を阿久根の広域医療センターに収容するという県の指導でしましたよ。そのために赤字が出ました。その赤字も出たので、それをまあ何とかしてくださいということで、この事業があったというふうに私は理解しているんですが、間違いないですか。

寺地こども保健課長

間違いございません。

山田勝委員

私はね、この出したことに対してね、なひけ出したつかってという気は、実は実際ないですよ。

でも広域医療センターはですね、もう30年経過しました。スタート時期からずうっとこうやってきてですね、広域医療センターは全然独自でやってきましたよ。

初めてお金を出します。でしょ。阿久根が公的医療、そういう補助金制度があるっていうのはね。だから、それも分かるんだ、ただ一つだけです、私が気にいらないのと言いますよ。

先ほど、その出水広域医療センターが救急患者をどうしようもできないということで、野田の町立病院でですね、夜間救急施設をしましたよね。したでしょ。そのときには医師会の要望もあってですね、いや医師会がまあやってくれるということになって、でも現実にはね、2市1町で負担するという結論に達したじゃないですか。2市1町で。

だから、私はね、今回のことについてはね、やはり出水これだけ出している、長島は出してるというのじゃなくて、やはり広域医療センター、広域行政、出水広域医療なんけ、広域事務組合にね、舞台を移して、そこで一遍話をしないことにはですね、阿久根市が直でやるということはないという気がするんだけどな。

出したことにはやかましゅう言わんたっど。ただ、ルールを言うんですよ、ルールを。

だから、あなた方は、介護保険等でですね、広域医療、事務組合との関わり合いもあるでしょう。あるでしょ。その中で、やっぱりその中で議題として、そこで話合いの結果、結論を出すべきだったと思うんですが、単にそう公的医療、公的病院だから、公的病院と

というのは、他の公的医療ですからね、自治体病院じゃないわけですから。出水郡医師会立ということで公的ということだけの話ですからね。

私はね、どうもなってないのは、出水郡、出水市立病院はこれだけ出しています。長島はこれだけ出してます。阿久根は出しとらんから阿久根が出せっていうのは筋の通らん話なんですがね。どうしたもんですか。

寺地こども保健課長

繰り返しの答弁になりまして大変恐縮でございます。ただ、先ほど委員からもおっしゃられたとおり、出水市においては3か所の公立病院に対して多額の経費を、長島町においても2か所の診療所に対して経費を支出しているものと考えております。

今回、令和6年度から実施をしております公的医療病院についてはですね、国の特別交付税を活用した制度、高い交付税措置80%という形になります。とは言っても、貴重な一般財源も使用しながら助成を行うという形になりまして、6年度から8年度までの3か年は阿久根市のほうで実施をしていきたいということで提案をさせていただいたところでした。ただ、この分についてはですね、3か年も一括して計上するということではなくて、毎年度毎年度予算を調整をさせていただいて、都度、議会に御提案をさせていただいた上で実施をしていきたいと考えているところでございます。

山田勝委員

その件についてはね、前年度に了解してるんですよ。了解してるんだけど、出水地区でコロナの患者を収容する公的医療施設がある阿久根の施設で広域医療センターに収容しました。それが原因で経営が苦しくなりました。だから、出すんだったらね、やっぱり出水郡医師会、出水郡で話合っせん、金が、例えば交付税があるからといってですね、交付税が20%は地元負担せないかんわけでしょ。

それをはいはいって出すということにはいかなもんかっていうんですよ。

理由は、先年、救急医療のときにですね、野田の町立病院のオープンしたときに、その間阿久根市もずっと負担してきたんだから。だから、あなたがここで私がどんなに言ってもね、答弁はできないと思いますよ。でも、考え方としてはね、ちゃんと市長にも語って、ちゃんとやっぱりその広域医療事務組合でね、話をせんことにはね、あんまりいいことではない。だから筋道を立てて話をせないかんですよ。その結果こういうことになりましたということならいいんですけどね。

何もその阿久根市が、はいはい、阿久根にあつて阿久根が出水郡全体のものをみればいいですよ、金を出しますよっていう話じゃないでしょうと私は思います。

ほかんしは分かん。おいがた、まっごとつかもしれんで。

白石純一委員長

意見でよろしいですか。答弁を求めますか。

山田勝委員

だからあなたにその話をお願いをして、この話はちゃんと市長にも話をしてですね、広域医療、広域事務組合で話をせないかんですよ。

今回は仕方ない。次からもこういうことがあるかもしれない。

それともう一つはですね、今回こういうことにやったおかげですよ、広域医療センターにお金をね、赤字やっで出してくいやんっていうことが出てくる可能性も多分にありますよ。多分に。

そんときに、ああいいですよ、特別交付税は交付税が80%ありますから、いいですよ、そんな簡単にね、する品物じゃないと思うからここできぎを刺しているんですよ。

ほかんしは意見の言え、おいがた、そや山田議員、わいのた間違ごともんって言うかしらんどん、私はそう思う。

白石純一委員長

答弁を求めますか。

山田勝委員

いや、答弁でけんでや。

白石純一委員長

だからそういうことで言ってください。

意見でよろしいですか。

山田勝委員

お願いします。

白石純一委員長

一旦休憩に入ります。

(休憩 午前10時24分～午前10時28分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

渡辺久治委員

78ページの、4款1項3目12節個別予防接種事業。これの带状疱疹の接種、来年度から始まりますけども、65歳から100歳まで、5歳ごとにですね、5歳ごとに年齢区切って来年やるんですけども、来年度の対象者というのは何名ぐらいか分かります。

白石純一委員長

一旦休憩に入ります。

(休憩 午前10時29分～午前10時30分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

寺地こども保健課長

対象となる人口の数はですね、8,156人。このうち、今回の対象となる方の人数が1,711人という形になります。

渡辺久治委員

それは来年度からですね、5年かけて全員にする方針でいくんですか。

寺地こども保健課長

おっしゃるとおりです。

川畑二美委員

同じ78ページなんですけど、4款3目の10節の需用費2112万4000円。消耗品で先ほど子

供のワクチンという、おっしゃったんですけど、何種類ぐらいのワクチンを子供たちの考えてらっしゃるんでしょうか。

寺地こども保健課長

16種類になります。

竹原信一委員

今の件ですけども、阿久根市が例えば带状疱疹ワクチンなどに対する補助金出すときに、国からの補助みたいなのは上乘せとかあったりするんでしょうか。

寺地こども保健課長

基本的に、子供たちに対する定期の予防接種については9割程度が交付税措置をされます。また、带状疱疹、肺炎球菌、あとインフルエンザの分については、3割程度が交付税措置をされるというふうに聞いてるところなんですけど、誠に申し訳ありません、数値等については把握をしておりません。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第17号中、こども保健課所管の事項の審査を一時中止します。

〔こども保健課退室、介護長寿課入室〕

次に、議案第17号中、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

尾上介護長寿課長

議案第17号中、介護長寿課の所管する事項について御説明申し上げます。

予算書の8ページを御覧ください。

第3表地方債であります、介護長寿課所管分は2行目の「食」の自立支援事業1件について事業費の一部に起債を充てようとするものであります。

それでは歳出予算から御説明いたします。

予算書の66ページをお開きください。

第3款民生費1項3目老人福祉費は、主に高齢者の自立支援や社会参加等を促進するための事業に係る経費を計上したものです。

1節報酬から4節共済費までは、要援護者支援相談員1名分の人件費であります。

7節報償費の主なものは、第10期高齢者保健福祉計画の策定に向け実施をします高齢者実態調査及び在宅介護実態調査関連業務に係る謝金及び在宅高齢者福祉アドバイザーへの活動謝金。

67ページに入り、80歳、88歳、100歳到達者に対して支給する長寿祝い金であります。

12節委託料は、高齢者実態調査業務のほか7件分であります。このうち、「食」の自立支援事業につきましては、1日の配食数を約170食、年間見込み食数を約5万2000食と見込んだところです。

18節負担金、補助及び交付金は、老人クラブ育成ほか6件分であります。このうち、高齢者等福祉タクシー利用助成事業は、令和7年7月から交付するタクシーチケット1枚当たりの金額を100円引上げ400円とし、年間利用枚数を1万6000枚と見込み予算計上したところです。また、高齢者補聴器助成事業は、令和7年度からの新規事業として障害者手帳の要件に該当しない高齢者の方で、聴力の低下により日常生活に支障を来している方を支

援するため、補聴器の購入に際し、1人当たり2万円を補助することとし、予算計上したところです。

68ページに入り、19節扶助費の老人保護措置費は、養護老人ホーム入所者の措置費であり、63人を見込んでおります。

27節繰出金は、介護保険特別会計の事業勘定への繰出金であります。

6目地域福祉対策費19節扶助費は、在宅寝たきり者の介護手当として95件分を見込んでおります。

83ページをお開きください。

第5款労働費2項1目労働諸費のうち介護長寿課所管分は、全国シルバー人材センター協会負担金と高年齢者労働能力活用事業補助金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

18ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金のうち介護長寿課所管分は、老人保護措置費であり、養護老人ホーム入所者及び扶養義務者の負担金であります。

22ページをお開きください。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金7節低所得者保険料軽減負担金は、低所得の介護保険被保険者の保険料軽減分に係る国の負担金であります。

23ページに入り、2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金のうち介護長寿課所管分は、共助の基盤づくり事業費に係る国からの補助金であります。

25ページをお開きください。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金8節低所得者保険料軽減負担金は、低所得の介護保険被保険者の保険料軽減分に係る県の負担金であります。

2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち介護長寿課所管分は、上から3行目及び4行目の、老人クラブ及び老人クラブ連合会の育成事業費、下から1行目の高齢者地域支え合いグループポイント事業費、26ページに入り、上から3行目の、低所得者利用者負担対策事業費、上から5行目の、介護人材確保ポイント事業費の5件であります。このうち、高齢者地域支え合いグループポイント事業費は、65歳以上の高齢者を含むグループが行う互助活動や地域活性化の活動等に対し、商品券等に交換できるポイントを付与する事業に対する県補助金であります。

34ページをお開きください。

第20款諸収入5項4目雑入のうち介護長寿課所管分は、説明欄の中ほどにある後期高齢者医療広域連合長寿・健康推進事業調整交付金であり、鹿児島県後期高齢者医療広域連合から交付される後期高齢者人間ドック助成事業及びはり・きゅう施術料助成事業に係る調整交付金であります。

35ページに入り、第21款市債1項2目民生債2節老人福祉債の「食」の自立支援事業債は、冒頭、地方債でも説明をしました高齢者の訪問給食サービスに係る調理関係費用に過疎債を活用しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

白石純一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

竹原信一委員

67ページ、下から2行目、3款1項、18節のやつ、高齢者補聴器補助事業。

これは、例えば近所の方が耳が聞こえなくなっていて、その年齢とか、そして、補助を受けるためのやり方をちょっと教えてください。制限やら。

尾上介護長寿課長

高齢者補聴器補助事業につきまして対象者は、市内に住所を有する満65歳以上の方、聴力障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方、医師の診断書が得られる方としております。

竹原信一委員

実際は補聴器というのはいろいろありますよね、手に入れ方があるじゃないですか。そういったのはどういうふうなことを条件があるんですか。自分で買ったものに後からお金もらうとかそういうことができたりするんでしょうか。

尾上介護長寿課長

実際に耳鼻科を受診していただきまして、医師の診断書をお取りいただき、専門の補聴器の販売をする事業者からの購入のみとなります。ですので、インターネットやテレビ番組等で販売をされている集音機といったようなものは対象外となります。

竹原信一委員

補助率を。幾らでしょう。

尾上介護長寿課長

お1人当たり2万円になります。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第17号の審査を一時中止します。

〔税務課入室〕

次は、議案第20号、介護保険特別会計予算ですので議案書の準備をお願いします。

◎ 議案第20号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計予算

白石純一委員長

次に、議案第20号を議題とします。

所管課に説明を求めます。

尾上介護長寿課長

議案第20号について、御説明申し上げます。

初めに、本市の介護保険制度を取り巻く状況等について御報告いたします。

介護保険の第1号被保険者数は、令和7年1月末現在、7811人で、前年同月と比べ105人の減。このうち要介護要支援認定者数は、1626人で、前年同月と比べ43人の減となっております。認定率は20.8%で、前年同月と比べ0.3%減少している状況にあります。

令和7年度当初予算の歳出における保険給付費は、前年度と比べ507万1000円、0.2%の増となっており、主に要支援の認定を受けた被保険者に対する介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画給付費等が増となっているところ です。

それでは、特別会計予算書の66ページを御覧ください。

初めに、事業勘定の歳出から主なものについて御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費は、職員6名分の人件費や介護保険専門指導員4名分の報酬などが主なものであります。

68ページを御覧ください。

第2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、要介護の認定を受けた被保険者に対する居宅または施設での介護サービス給付費であり、69ページから71ページにかけての2項介護予防サービス等諸費は、要支援の認定を受けた被保険者に対する介護予防サービス給付費。

4項高額介護サービス等費は、負担上限額を超えた分に係る給付費。

72ページにかけての5項高額医療合算介護サービス等費は、医療保険と1年間の負担額の合算により負担上限額を超えた分に係る給付費であり、7項特定入所者介護サービス等費は、主に施設入所の際の居住費や食費の負担が過重にならないよう低所得者の負担軽減を図る経費に対する給付費であり、それぞれ計上いたしました。

第5款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費は、総合事業における訪問介護や通所介護事業に係る費用であり、73ページになりますが、2項介護予防ケアマネジメント事業費は、地域包括支援センター専門指導員3名分の報酬などが主なものであります。

2項1目一般介護予防事業費は、健康運動指導員1名分の報酬のほか、次の74ページの12節に記載のあるとおり、高齢者の健康づくりや社会参加を促進し、ポイントを付与する高齢者元気度アップポイント事業及びリハビリテーション専門職のころばん体操教室や地域ケア会議への派遣事業に係る委託料が主なものであります。

75ページになりますが、3項4目任意事業費は、介護保険専門指導員1名分の報酬のほか、次の76ページの12節の高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業及び「食」の自立支援事業の委託料や、18節の高齢者紙おむつ等支給事業等の補助金が主なものであります。

5目在宅医療介護連携推進事業費は、医療機関と介護サービス事業者など、多職種が連携して、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができる仕組みづくりの推進を図るための委託料を計上いたしました。

6目生活支援体制整備事業費は、77ページにかけて、生活支援コーディネーター1名分の報酬のほか、日常生活支援の担い手や地域資源の発掘及び活用を図り、関係機関のネットワーク化などの体制整備を推進するための委託料等を計上いたしました。

7目認知症総合支援事業費は、78ページにかけて、地域包括支援センター専門指導員1名分の報酬のほか、認知症予防の講演会や研修会に係る経費及び認知症の方のアセスメントや、家族支援などを行う認知症初期集中支援チームに係る経費が主なものであります。

79ページを御覧ください。

第8款諸支出金3項繰出金は、介護サービス事業勘定における一般管理費及び介護予防給付事業費に係る費用の一部について、地域支援事業に係る公費負担分として国、県からの交付金及び一般会計からの繰入金を受入れ、サービス事業勘定へ繰り出すものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

61ページを御覧ください。

第1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者の所得段階別に算出した年間保険料を区分ごとに見込み計上いたしました。

第3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費に係る負担金、62ページに入り、2項国庫補助金は、介護給付費に係る調整交付金及び地域支援事業に係る交付金の見込額をそれぞれ計上いたしました。

第4款支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であり、その見込額を計上いたしました。

第5款県支出金1項県負担金は、介護給付費に係る負担金、3項県補助金の1目及び次の63ページの2目は、地域支援事業に係る交付金の見込額をそれぞれ計上いたしました。

第7款繰入金1項一般会計繰入金は、介護給付費及び地域支援事業に係る市の負担分のほか、職員給与費等や事務費分に係る一般会計からの繰入金をそれぞれ計上いたしました。

なお、5目低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減分について、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担することとされており、一般会計で受入れた国及び県の負担額に市の負担分を加えた額を繰り入れるものであります。

64ページに入り、2項基金繰入金は、介護保険基金から繰入れて財源充当するものであります。

以上で事業勘定の説明を終わり、次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

歳出について御説明いたします。

83ページを御覧ください。

第1款総務費1項1目一般管理費は、地域包括支援センター専門指導員4名分の報酬が主なものであり、第2款介護予防サービス事業費1項1目介護予防給付事業費は、介護予防サービス計画作成業務等の委託料が主なものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

82ページを御覧ください。

第1款介護サービス収入1項1目介護予防サービス計画費収入は、介護予防ケアプラン作成に係る収入見込額を、2項1目介護予防ケアマネジメント費収入は、介護予防日常生活支援総合事業のケアマネジメントに係る収入見込額を計上いたしました。

第3款繰入金2項1目事業勘定繰入金は、一般管理費及び介護予防給付事業費に係る費用の財源として、事業勘定から繰り入れるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

竹原信一委員

72ページを御覧いただいてですね、例えば1,000円とか、何だっけ。2款7項の4目。1,000円とかいうのは数字があるんですけども、こういうふうな1,000円という数字を入れる理由というのはどういうところにあるんですか。実態ではないと思うんですけど。

尾上介護長寿課長

72ページの2款7項2目特例特定入所者介護サービス費で御説明をさせていただきます

が、1目には特例という言葉がついておりませんが、2目については特例という言葉がついております。この特例というのは、介護認定を受ける前に、このようなサービスを必要とするレアなケースです。めったにこういったサービスを利用する状況がないものですから、予算だけを組んでおくということで、こちらは1,000円予算計上している状況で、仮に事業等の必要があれば流用等を行い事業を実施した後、補正を組むというような形になります。

竹原信一委員

この枠がなかったときには、もし今作ってなければやりにくい状況があるわけですか。

尾上介護長寿課長

費目の設定がございませんので、費目の設定をするために補正を組む必要がございます。

川畑二美委員

76ページなんですけど、5款4目の12節委託料1779万2000円、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業。これはどのような事業なんでしょうか。

尾上介護長寿課長

こちらは寺山住宅にございます市営、県営合わせて30戸のシルバーハウジングと呼ばれる住宅を対象にした事業になります。

高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して、生活指導、相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、入居者が自立して、安心かつ快適な生活を営むことができるよう支援するものであります。入居者に対し、生活援助員を派遣して、朝の安否確認、緊急時の関係機関等への連絡、生活指導、一時的な家事支援、ごみ出し等の対応を行っております。こちらは、社会福祉協議会に委託をして行っている事業となります。

川畑二美委員

社会福祉協議会が確かにやってらっしゃるのを私も聞いております。大体、やられてる人数というのは、お一人でやられていらっしゃるんでしょうか。

尾上介護長寿課長

平日、月曜日から金曜日までの午前中、こちらの管理棟のほうに職員が1名常駐しまして、電話連絡や訪問等を行っている状況でございます。

川畑二美委員

ありがとうございました。

渡辺久治委員

76ページ、5款3項4目12節「食」の自立支援事業ですけれども、これは市の助成が1食当たり、配食は281円ですよね。一般会計のほうで調理が360円ということは、例えば600幾らになるんですけれども、これは個人負担とかはないんですか。

尾上介護長寿課長

調理につきましては、令和6年11月から340円を20円引き上げて360円となっております。個人負担につきましては、1食当たり370円、利用者の方から頂いている状況でございます。

渡辺久治委員

そういうことじゃ1食当たり1,000円ぐらいかかっているということを理解してよろしいですか。

〔尾上介護長寿課長「はい」と呼ぶ〕

はい、分かりました。

竹原信一委員

82ページの1款2項介護予防ケアマネジメント収入ってあるんですが、これは誰が払うお金を市が受ける。

尾上介護長寿課長

市が保険者となりますので、市がこちらの事業を行う地域包括支援センター、同じ市の中に事業所になりますけれども、こちらに払う収入となります。

竹原信一委員

これは歳入の部分ですね、これ。包括支援センターが市に支払う。

尾上介護長寿課長

こちらの介護サービス事業勘定は、地域包括支援センターの予算項目になりますので、阿久根市が介護保険の保険者でございますので、阿久根市が、事業を行う地域包括支援センターに、この介護予防ケアマネジメント費をお支払いするという形になります。

竹之内和満委員

76ページの2款3項4目18節負担金、補助及び交付金の補助金、高齢者紙おむつ等支援事業なんですが、この支援事業に関して何名ぐらいが今その対象者になっているというか、実際これを受けている方はいらっしゃいますか。

宇都高齢者支援係長

紙おむつ支給事業についてなんですけど、令和6年度は12月末現在で、148人の交付を受けております。

竹之内和満委員

これ対象者は介護度は幾らになるんですか、幾ら以上。

宇都高齢者支援係長

こちらの要件がですね、要介護3以上、もしくは要介護2で重度の認知症、認知高齢者の方が対象になっております。

竹之内和満委員

対象への補助内容はどういう形で1人に対してどういう金額とかでしょうか。

尾上介護長寿課長

年間最大48枚になります。申請月に応じて対応しておりますので、一月经るごとに4枚減じた形で交付しております。1枚当たり1,000円のおむつ購入の助成券となります。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第20号の審査を一時中止します。

〔介護長寿課及び税務課退室〕

暫時休憩します。

(休憩 午前11時6分～午前11時17分)

〔農政林務課入室〕

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

◎ 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算

白石純一委員長

次に、議案第17号を議題とし、農政林務課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

大野農政林務課長

議案第17号中、農政林務課所管の事項について、主なものを御説明いたします。

令和7年度当初予算における農政林務課所管の歳出予算総額は3億9105万3000円であり、対前年度比では93.57%となっております。

減額の主な要因は、対前年度で農業施設整備に係る県補助事業や、県営事業負担金、市単独事業等の予算計上が減額したことによるものです。

それでは、予算書の7ページをお開きください。

初めに、第2表債務負担行為の記載分は全て当課所管分になります。

1行目の中山間地域等直接支払交付金（第6期対策）は、農業生産条件が不利な中山間地域等において、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保に係る共同活動を支援する交付金であり、平成12年度から導入され、5年ごとに更新されているところです。現在、第5期目の活動がなされているところですが、令和6年度が最終年度になることから、令和7年度に新たに協定を結び、令和7年度から令和11年度の5年間の活動のスタートさせることに伴い、令和8年度以降の4年間を債務負担行為により対応するものです。

次に、2行目の多面的機能向上交付金（農地維持支払交付金）から、4行目の同交付金（資源向上支払交付金）の共同活動分、施設のうち長寿命化分は、水路・農道等の農業用施設や多面的機能の向上に係る共同活動を支援する交付金ですが、先ほどの中山間地域等直接支払交付金と同じく、新たな活動期間のスタートに伴い、令和8年度以降の4年間を債務負担行為により対応するものです。

次に、それぞれの予算内容について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。

一般会計予算書の84ページをお開きください。

6款農林水産業費1項2目農業総務費は、2節給料から4節共済費までの職員の人件費に係る予算が主なものになります。

次に、85ページから86ページにかけての3目農業振興費は、12節委託料の農業振興地域全体見直しに係る計画策定業務と、18節負担金、補助及び交付金の有害鳥獣対策支援や機械等の導入、新規就農者支援等の27件が主なものです。

そのうち、85ページ説明欄の一番下にあります12節委託料の農業振興地域全体見直しに係る計画策定業務は、新規事業になりますが、国の農業振興地域の整備に関する法律において、市町村は農業振興地域について、農業振興地域整備計画を定め、おおむね5年に1度見直しをしなければならないとなっており、本市においては、前回、令和2年度の見直しから起算して、令和7年度に計画の全体見直しが必要となるところです。令和6年度において、計画を策定する上で必要となる基礎調査等が完了したことから、令和7年度において、阿久根農業振興地域整備計画の策定を行うものです。

次に、86ページから87ページにかけての、18節負担金、補助及び交付金のうち、説明欄

中ほどにあります鳥獣被害対策実践事業は、鳥獣捕獲者への捕獲経費の支援や各種わなの購入及び侵入防止柵の設置等を支援するものです。

同じく、鳥獣被害対策として、1行下の農作物鳥獣被害防止施設整備事業は、電気柵等の設置に係る費用の一部を支援するものです。

次に、7行下の市産業祭は、農政林務課と商工観光課が隔年で産業祭事務局を担っており、令和7年度においては、農政林務課が事務局を担うことから、産業祭に係る経費への支援として実行委員会に対して補助をするものです。

次に、その下、農業用資材等購入支援事業は、新規事業になりますが、国や県の補助事業の採択条件に該当しない農家の農業機械等の導入を支援し、農作業の効率化や負担軽減による経営の安定を図るため、農業機械や設備等の導入に係る費用の一部を支援するものです。

次の収入保険制度加入促進事業も新規事業になりますが、近年の激甚化する豪雨や台風、高温、寒波、鳥獣等の被害による減収時の補填と、生産意欲の減退防止を図るため、一定の要因による減収に対して幅広く対応できる農業共済組合が運用する収入保険制度への加入を促進するため、収入保険の新規加入に係る費用の一部を支援するものです。

次に、2行下の活動火山周辺地域防災営農対策事業は、降灰被害の軽減と経営の安定を図るため、ハウス施設の整備等に係る費用の一部を支援するものです。令和7年度は2施設園芸組合を組織する6農家のハウス施設の被覆資材の更新を支援するものです。

次に、87ページ、説明欄1番上のその他補助金の新規就農者育成総合対策事業経営開始資金と、その下、交付金の2行目の農業次世代人材投資事業交付金、次の壮年世代新規就農者支援事業交付金は、いずれも新規就農者を支援する事業であり、経営が不安定な就農直後において、農業経営に係る資金等に対して支援を行うものです。

次に、同じく交付金の1行目の中山間地域等直接支払交付金は、先ほど債務負担行為でも御説明いたしました。耕作放棄地の発生防止等に係る共同活動を支援するものです。令和7年度に新たに協定を結び、第6期、5年間の活動スタートに伴い、令和7年度分の予算を計上するものです。

次に、87ページから88ページにかけての4目畜産業費は、18節負担金、補助及び交付金の子牛生産支援や牛肉消費拡大、家畜伝染病対策支援等の8件が主なものです。

18節負担金、補助及び交付金のうち、説明欄の補助金の3行目の食のまち阿久根魅力発信事業は、華の牛肉祭りAKUNEの予算であり、本事業に係る経費への支援として実行委員会に対して補助するものです。

次に、3行下の養鶏農家防疫対策支援事業補助は、令和5年度から実施している事業であり、高病原性鳥インフルエンザ防疫対策として消毒噴霧器等の防疫対策設備の導入に係る費用の一部を支援するものです。

次に、88ページから89ページにかけての5目農地費は、12節委託料の折多排水機場等の保守管理業務等の8件、14節工事請負費の農業用給水施設整備事業や市単独の農道・水路整備等の8件、18節負担金、補助及び交付金の県営事業への市負担金や市単独土地改良事業補助、多面的機能支払交付金等の6件が主なものになります。

そのうち、89ページの14節工事請負費の主なものは、説明欄1行目のかごしまの農業未来創造支援事業（農業農村整備）は、脇本東部地区の果樹をはじめとする園芸地帯における渇水時や防除時の農業用水の確保を図るため、令和6年度に、桐野・筒田地区において

深井戸試掘調査を行い、一定の水源が確保できたことから、令和7年度において、農業用給水施設の設置を支援するものです。また、同地区の水田基盤整備地区内の効率的な農業用水の確保と農地防災機能の強化を図るため、転倒井堰の整備を支援するものです。

次の折多排水機場導水路浚渫事業は、新規事業になりますが、満潮時や豪雨時における水田への海水の湛水を防ぐため設置されている折多排水機場及び折多樋門の適切な維持管理を図るため、3年に1回のペースで同施設の導水路や施設周辺の土砂等のしゅんせつを行うものです。

次に、18節負担金、補助及び交付金は、説明欄、補助金（事業費補助）の地域が実施主体となり実施する農業施設の改修等を支援する市単独土地改良事業補助と債務負担で御説明いたしました次の交付金の多面的機能支払交付金の令和7年度分が主なものです。

次に、89ページ下から90ページにかけての7目ダム管理費は、高松防災ダム及びダム関連施設の保守点検や修繕費等の10節需用費と、無線設備の保守点検業務やダム貯水池内の流竹木の撤去等の12節委託料が主なものです。

次に、90ページ下から91ページにかけての9目農林業振興センター費は、施設運営に係る一般事務費であり、会計年度任用職員4人分の1節報酬と、張替え後20年以上経過している硬質フィルムハウス1棟のフィルム張替え修繕の10節需用費、夏場の除草作業の負担軽減と作業効率の向上を図るため、自走式草刈機を購入する17節備品購入費が主なものです。

次に、91ページ下から92ページにかけての10目農村環境改善センター管理費、次の92ページの11目西目地区集会施設管理費、93ページの13目折多地区集会施設管理費は、各施設の管理業務等の12節委託料が主なものです。

次に、93ページ下から94ページにかけての2項林業費1目林業総務費は、2節給料から4節共済費までの職員の人件費に係る予算が主なものです。

次に、94ページから96ページにかけての2目林業振興費は、7節報償費の有害鳥獣捕獲実績に対する謝金や、8節旅費のジビエ等PR活動の職員の旅費、12節委託料の施設管理業務や松くい虫等防除業務等の12件が主なものです。そのうち、7節報償費の主なものは、説明欄の3行目の有害鳥獣捕獲対策謝金であり、有害鳥獣の捕獲による農林産物の被害防止等を図るため、捕獲従事者に対して捕獲実績に応じて謝金を支払うものです。

その下、「たからのまち」マネージャー謝金は、マネージャーへの謝金になりますが、令和6年度に引き続き、市内外の林業関係者と森林整備等に関する協議を行うものです。

令和6年度においては、同事業の海分野と連携し、放置竹林の竹を活用して、イカの増殖を図るイカシバの設置や新たな山づくりの取組として、市内小・中学生等を対象とした植樹イベント等を実施したところです。

次に、8節旅費は「たからのまち」マネージャーの旅費のほか、本年4月から10月まで開催される大阪・関西万博の会場において、本市の品質の高いジビエと本市のPR活動を行うための職員の旅費、また、首都圏において、本市の早掘りタケノコ等の特用林産物や、ジビエのPRを行う阿久根フェアを開催するための職員の旅費が主なものです。

次に、95ページの12節委託料は、林道や市有林等の伐開業務、施設等の管理に係る委託業務等の12件が主なものです。

次に、13節使用料及び賃借料は、林業施設の維持管理や新規事業になりますが、捕獲鳥獣の共同埋設所設置に伴う重機借上料が主なものです。共同埋設所の設置は、鳥獣捕獲者

の埋設にかかる労力の負担が大きかったことから、負担軽減を図り、捕獲意欲の向上による捕獲頭数の増加と、農林産物の被害軽減を図るものです。

14節工事請負費は、林道阿久根中央線の改修工事と脇本海岸に隣接する保安林内にあるトイレの解体工事を行うものです。

次に、18節負担金、補助及び交付金の主なものは、説明欄2行目の紫尾幹線林道維持管理協議会は、薩摩川内市及び出水市、阿久根市、関係機関で組織し、同林道の管理維持を行う協議会への負担金となります。

次に、96ページの説明欄の2行目の、ジビエ活用食肉処理事業は、有害鳥獣の捕獲促進による農林産物の被害の軽減と有害鳥獣の食肉の活用を図るため、国の国産ジビエ認証を受けた食肉処理施設に対して、食肉処理に係る費用の一部を支援するものです。

次の竹林改良促進支援事業は、放置竹林を解消し、竹林改良と竹材の安定的な供給体制の整備を促進するため、チップ材を買い取る業者に対して買取費用の一部を支援するものです。

次に、3目市有林造成費は、10節需用費の阿久根大島松くい虫防除に係る薬剤等の購入と11節役務費の森林保険料が主なものです。

次に、142ページになりますが、11款災害復旧費4項1目単独農業施設災害復旧費及び3目単独林業施設災害復旧費は、国の補助事業に該当しない緊急に復旧を要する農業施設及び林業施設災害に対する予算措置であり、13節使用料及び賃借料の土砂等の除去作業に必要な重機借上料が主なものです。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

予算書の16ページにお戻りください。

2款地方譲与税4項1目1節森林環境譲与税は、令和7年度の交付見込額を計上したものです。

次に、19ページ中ほどになりますが、13款使用料及び手数料1項4目1節農業使用料及び2節林業使用料は、当課が所管する各施設の施設使用料と、農道及び林道の占用料を計上したものです。

21ページをお開きください。

2項4目農林水産業手数料2節林業手数料は、森林の所在地や所有者、面積等を記載した森林簿に係る証明の交付手数料を計上したものです。

次に、26ページから27ページにかけての、15款県支出金2項県補助金5目1節農業費補助金のうち、当課所管分は15件であり、事業実施に伴う県補助金を計上したものです。

次に、28ページ中ほどになりますが、3項委託金5目1節農業費委託金及び2節林業費委託金は、折口海岸と飛松海岸の海岸保全維持管理費や、阿久根大島の松くい虫防除事業と権限移譲交付金等を計上したものです。

次に、29ページから30ページにかけての16款財産収入1項財産運用収入2目1節利子及び配当金のうち、当課所管分は説明欄の中ほどにある阿久根大島名勝松造成基金、その2行下の肉用牛特別導入事業基金、30ページ、説明欄1行目の、森林環境譲与税基金に係る利子を計上したものです。

次に、30ページ中ほどになりますが、2項財産売払収入のうち当課所管分は、1目2節立木売払収入及び3目1節生産物売払収入となり、市有林の間伐等に伴う立木売払収入や農林業振興センターの野菜等の売払収入を計上したものです。

次に、18款繰入金 1 項基金繰入金14目 1 節森林環境譲与税基金繰入金は、歳出で御説明いたしました、「たからのまち」マネージャー事業や林道改修工事等の財源として繰り入れるものです。

次に、33ページから35ページにかけての 5 項 4 目20節雑入の当課所管分は、雇用保険料のほか6件となります。

最後に35ページになりますが、21款市債 1 項 5 目農林水産業債 1 節農業債は、折多排水機場及び折多樋門緊急浚渫事業債等、各事業に係る財源充当債 3 件であり、それぞれの充当率により、財源債を確保するものです。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

白石純一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

竹原信一委員

94ページの 6 款 2 項 2 目の 7 節辺り、有害鳥獣捕対策謝金というのがありますけども、実際、今の有害鳥獣の現状を教えてください。

大野農政林務課長

捕獲状況でよろしいですかね。

〔竹原信一委員「はい」と呼ぶ〕

令和 6 年度ですね、令和 6 年度 4 月から 2 月末現在の捕獲頭数を申し上げますと、2 月末現在で、合計で1,946頭となっております。その中でもイノシシと鹿が主な鳥獣になりますが、イノシシが611頭、鹿が1,049頭となっております。昨年度に比べ、若干捕獲頭数が減っているところです。

竹原信一委員

実態としてはもっとたくさんいるんですけども、捕れたのがこれだけ。で、被害は増えているんですか。

大野農政林務課長

被害についてはですね、実際、農家さんからの被害を受けたという報告もあるんですけども、市としても電気柵であったりとか、こういった捕獲での対策であったりとかを実施していますので、昨年度に比べて大きく被害が発生しているという状況ではないところです。

竹原信一委員

96ページ、6 款 2 項の23ぐらいだ。1 番上のところ、ジビエ活用食肉処理事業。このお金は、実際の話、どこに支払うんでしょう。

大野農政林務課長

今、阿久根市内にはこの補助金の対象となる施設が 1 施設ありまして、施設名称としてはいくら阿久根というところになります。

竹原信一委員

85ページ、86だ。鳥獣被害対策、電気柵とかいうの、これは実際の話100メートル幾ら、その材料費なんですか、補助金は。

大野農政林務課長

材料ではなく、主に材料費になるんですけども、一つの補助に電気柵を設置した場合

の総額に対する補助になります。ですので、委員がおっしゃられるように、労務費は入っておりませんので、材料に対する補助になるかと思います。

竹原信一委員

大体、電気柵幾らぐらいするもんですかね、延長的に。

大野農政林務課長

委員がおっしゃるのは、電気柵の配線の部分ですかね、配線というか延長。

竹原信一委員

例えば100メートル張ったときに幾らかかって、補助が幾らだってっていうのは分かっていますか。

大野農政林務課長

申請を受けつける中で、大体、事業費の相場としては、10万円から15万円ぐらいになっております。100メートルぐらいといいますか、補助の形によっても、配線の長さが違いますので、そのメーターというよりは本体価格が1番高いですので、それからすると事業費の総額で大体多いのが10万円から15万円。それに対して2分の1を補助する。ただ、上限額として7万円の補助ということになっております。

川原慎一委員

86ページの6款1項3目の下から9行目の農業用資材購入支援事業600万円。新規事業とおっしゃられました。説明の中で、国からの補助に漏れたものっておっしゃったですかね。

大野農政林務課長

これはですね、県の事業等で産地づくり対策事業とか、機械購入に対して補助をする事業がありまして、その事業にですね、どうしても採択要件に乗れない、農家の方の機械の購入等に対して補助する事業です。ですので、委員がおっしゃるように、県の事業もしくは国の事業等に乗れない農家の方の機械購入を市は支援するということになります。

川原慎一委員

その漏れるっていうその具体的な例というか、そういったのはどういうふうになるんですか。

大野農政林務課長

国系の事業については、まず、1農家ではなくて3戸以上の農家で団体をつくるとか、機械についてもですね、一定程度、先進的な機械でなければちょっと認められないとかというのがありまして、そういったところで認められないということです。

それと、県の事業等については、応募が多いものですから、先進的な取組をしているもしくは面積が広いところであったりとか、受託組織であったりとか、そういったところが優先的に事業採択を受けたりしますので、どうしても事業内容によっては、採択から漏れてしまうというところがあるところです。

そこを市のほうで支援をするということ。そういうふうになっております。

渡辺久治委員

同じ件でお聞きします。

農業用資材等購入支援事業、これは1件当たりの上限はありますか。

大野農政林務課長

事業概要について御説明をいたしたいと思います。

今回の事業については、農業用機械や施設の購入に当たっての支援とスマート農業の購

入に当たっての支援ということで、二つのメニューを設ける方向で考えております。

一つ目の農業機械施設購入支援については、補助率が3分の1、補助上限を100万円と考えているところです。

それと、二つ目のスマート農業機械購入支援については、補助率を2分の1、補助上限を50万円と考えているところです。

渡辺久治委員

すいません、そのスマートというのはどんなことか教えてください。

大野農政林務課長

皆さん恐らく御存じかと思うんです、ドローンとかですね。今、ドローンによる農薬散布であったりとかというのも、実際もう農家の間でも個人で所有されてる方もいらっしゃいますので、そういった方が出てきているということで、新たにそういったスマート農業、効率化・省力化を目指す農家に対して、支援をするということです。

渡辺久治委員

3分の1の農業機械のほうは、一般的に誰でも利用できるというふうに考えていいですか。

大野農政林務課長

一応ですね、補助対象となる農家の条件としましては、認定農業者または認定新規就農者というふうに考えております。一般のほうの、農業用機械の購入のほうについては、スマート以外ですね、スマート農業以外については、例えば管理機であったりとか、トラクター、コンバイン等の購入を想定しているところです。

濱田洋一委員

85ページの6款1項3目12節の委託料。

先ほど課長の説明の中で新規事業ということで阿久根市内の農業地域策定業務の委託という話がありましたけれども、これを具体的にといいますか、例えば、現在の農家の方々の今後の意向であるとか、農地の集積だとか、こういった内容でしたでしょうか。そこら辺を具体的に教えてもらえますか。

大野農政林務課長

今年度末に、地域計画という、言えバ阿久根の農地の将来のあるべき姿を示す地域計画というものを策定する予定です。その中で今年度、市内を12地区に分けて、夏から12月にかけてですね、年末にかけて集落座談会を行って。

白石純一委員長

課長、今年度ですか、新年度ということですか。

大野農政林務課長

今年度行ってまいりました。その中で、今後継続的に利用する農地で残していきたい農地というものを農家の方々と意見交換をしまして、その農地等についてはですね、地域計画に乗せる農地については、この阿久根農業振興地域整備計画のほうに載せていくという方針にしたところです。ですので、農家の方々と意見交換をしながら、残したい農地、今後継続的に利用する農地というものを洗い出しを行って、今後その農地については地域計画に載せて、さらに阿久根農業振興地域整備計画にも載せていくという方向に、今作業を進めているところです。

濱田洋一委員

それでは、農業の未来ビジョンを策定していくということですよ。

基幹産業ですので、そのような取組をぜひしていただいて、明るい未来というか、稼げる農業ということでお願いしたいと思います。

それから87ページ、6款1項3目18節の負担金、補助及び交付金の中で、経営開始型ということで新規就農者育成総合対策事業、この事業については県の補助だったと思うんですが、実際対象となられる方の人数、そして費目といいますか、果樹農家なのか、園芸農産物なのか、そこら辺を教えてもらっていいですか。

大野農政林務課長

新規就農者育成総合対策事業この経過資金825万円の内訳ということですが、昨年度、新規就農者の認定を受けた方が2名いらっしゃいまして、その2名については、園芸農家、野菜等を生産される農家。

〔「令和何年度と言って」と呼ぶ者あり〕

すいません、失礼しました。

令和5年度に認定を受けた方が2名いらっしゃいまして、この方々は野菜等を作る園芸農家になっております。

それと、令和7年度、新年度において4名の新規就農者を予定しておりまして、その4人分の予算を計上しております。

ですので、2人継続して支援する方2名分、野菜をつくられる園芸農家の方と、令和7年度に新規の認定をしようとする4名分の方の予算計上となっております。

それと、令和6年度については新規就農者はいなかったところです。

濱田洋一委員

今の課長の説明の中で、5年度からの継続での支援ということで2名ですね、6年度がいらっしゃらなくて、7年度の予定が4名ということで、非常に新規に取り組まれると、ありがたいことだなというふうに思うんですが、その経営開始型は3年でしたかね、そのあと続けて農業次世代人材投資事業ということに移行というか、するんでしたかね。そこら辺の流れを教えてください。

大野農政林務課長

新規就農者育成総合対策事業と農業次世代人材投資事業との違いについて説明させていただきたいと思います。

2つの事業は、就農初期の経営が不安定な新規就農に対して、資金や機械等の購入に対する支援をするところです。

まず、農業次世代人材投資事業は、満45歳未満の新規就農者を対象に、就農1年目から3年目の3年間に年間150万円、就農4年目から5年目の2年間にそれぞれ120万円、最長で5年間渡って交付するものです。

ただ、この次世代人材投資事業については、令和3年度で終了しております。令和4年度から変わって、新規就農者育成総合対策事業として新規就農者を支援することになりました。次世代人材投資事業からですね、新規就農者育成総合対策事業に切り替わったというふうに御理解いただければと思います。

それで、その新規就農者育成総合対策事業は、50歳未満の新規就農者に対して、次世代人材投資事業と同様の資金の交付に合わせて、機械の購入等に係る支援等が主なものです。資金については、経営開始資金として150万円を最長3年間にわたって交付するものと、機

械等購入する費用に対し4分の3の支援を行うものです。

ですので、今回のこのまず交付金の2行目にあります農業次世代人材投資事業交付金の240万円っていうのは、令和3年度に認定を受けた方の交付金の残というところで、今年度交付をしてもう終わりになる予定です。令和7年度でもう終わりということになります。

それと、新規就農者総合育成対策事業については、令和4年度以降に認定を受けた方の支援ということになっております。

濱田洋一委員

ただいまの2件の事業は県の補助ということでございますが、1番下の壮年世代の新規就農者支援事業交付金、これは市の一般会計からだったかと思うんですが、この支援を受ける方々については、この200万円は何名の対象の方の分でしたか。

大野農政林務課長

2名分の交付金です。

濱田洋一委員

ありがとうございました。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。ほかに質疑のある方。

〔挙手する者あり〕

大勢いらっしゃるようなので、ここで暫時休憩します。1時から再開します。

(休憩 午後0時1分～午後1時)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

質疑ございませんか。

大野雅子委員

ちょっとお尋ねします。

95ページ。6款2項、14の工事請負費のトイレ解体除却事業を教えていただいたんですけども。脇本、保安林の中って言われたんですけど、どのあたりですか。

大野農政林務課長

場所はですね、川北電工の事務所がありますけれども、その向かい側のほうの保安林の中にあるところです。

大野雅子委員

それは、もう古くて使えないから解体ということだと思うんですけど、今まで、置いてあったんですか。

大野農政林務課長

はい。もう使われてないトイレで、保安林の中に埋まったといいますか、中のほうにもう保安林が茂ってきて、もう中のほうに、木の中に埋まった状態のトイレですね。ですので、景観であつたりとか、安全対策であつたりとか、早めの撤去が必要かなあと判断して今回予算計上したところです。

大野雅子委員

はい、ありがとうございます。撤去をよろしくお願いします。

次に行きます。

96ページもお願いします。

〔発言する者あり〕

はい、96です。6款2項。さっきの続きの。ごめんなさい。18の、2の18節。竹林改良促進事業と放置竹林解消と奨励金交付。

交付金っていうのはどういう人に渡すんですか。先ほどは、支援事業のほうをちょっと説明くださったんですけども。

大野農政林務課長

交付金のほうの放置竹林解消等奨励交付金のほうですかね。

〔大野雅子委員「はい」と呼ぶ〕

これにつきましては、言えば、放置してある竹林を特用林産物等を生産したい方、もしくは竹林を管理したい方に貸出しをした場合に、貸出した方そして借りた方に、1アールにつき1,000円を交付する交付金です。ですので、例えば10アール貸した場合には1万円、貸主と借手と両方に交付されるということになります。

大野雅子委員

ありがとうございます。

竹林もなかなか、はい。まだ放置がいっぱいあるなあとあって、いいことだと思います。

その上の竹林改良促進支援事業のほうも、昨年としたら金額が少し上がってるようなんですが、それは、単価が上がったとかそういうのじゃなくて、どういう理由ですか。

大野農政林務課長

この竹林改良促進支援事業につきましては、竹を買い取る業者さんに対して補助する事業です。

これまでですね、今年度までは、1キログラム当たり10円で買い取っていただいていたんですが、市が、その業者に、今年より多めにですね、来年度の場合には、今年度は2.41円補助をしてたんですけども、来年度は3.41円。1円増額することによって、業者さんのほうで、その竹を持ってこられた方の竹をですね、高く買い取っていただくということで1円上げたところなんです。

大野雅子委員

買取り補助が上がったということで、はい、やられる方はよかったと思います。ありがとうございます。

それじゃ86ページの、6款1項3目18節の、今度新しくできた収入保険制度加入促進事業。これは。

白石純一委員長

ごめんなさい、もう一度お願いします。

ゆっくりお願いします。

大野雅子委員

収入保険。

白石純一委員長

どの項目ですか。ごめんなさい。

大野雅子委員

6款1項3目18節。

白石純一委員長

の上から何行目ぐらいですかね。

大野雅子委員

下からですね、8行目ですかね。

白石純一委員長

下から。

大野雅子委員

はい。補助金、はい。

今後できた新しい収入保険制度加入促進事業。新規事業ですが、こちらは、指定された農家の人だけができる制度なんですか。どういう感じなのかちょっと教えてください。

大野農政林務課長

この収入保険制度につきましては、基本的には青色申告をされている方が対象になってきます。

収入保険制度とはどのような制度かというところを少し申し上げますと、自然災害や価格の低下など、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補填する制度となっております。

保険加入期間の収入が、基準収入といいまして、その方がこれまで、前年度のですね、例えば確定申告の、青色の申告の中で、例えば収入が1,000万円だったとした場合、それが基準収入になります。その基準収入の9割を下回ったときに、その下回った額のさらに9割を補填する制度になってます。

この制度については、国も加入を推進しておりまして、先ほど、農業者の経営努力では避けられない事由により収入減になったとした場合、その事由というのが、例えば、病害虫や鳥獣害、災害による作付不能、あと農業者のけがや病気で収穫ができない、例えば、浸水被害により倉庫内の商品が浸かってしまって、売り物にならなくなった。あと、取引先の倒産とかですね、そういったいろいろな幅広いケースに対応できる保険となっておりますので、阿久根市としても、なかなか厳しい状況の中で、支援にも限りがあったり、なかなか実を結ばないところも出てきたりしておりますので、まずは農業者の方もこういった収入保険制度に入って、経営を安定させていただくということで今回計上したものです。

渡辺久治委員

95ページの14節。先ほどのあの工事請負費のトイレのところですけども、この林道改良事業、トイレ解体除却事業ということで、このトイレ解体だけに792万3000円かかるんですか。

大野農政林務課長

トイレ解体とこの林道改良事業合わせて792万3000円というところです。

渡辺久治委員

トイレ解体にどれくらい見込んでおられるか分かりますか。

大野農政林務課長

トイレ解体工事の工事費をここで申し上げますと、今後の入札・契約等に影響があるかと思しますので、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

〔渡辺久治委員「分かりました」と呼ぶ〕

川畑二美委員

89ページなんですけど。6款5目18節の負担金、補助金及び交付金のところの、交付金

の1番下の、多目的機能支払交付金1918万6000円。

こちらの、当初予算の概要の中でも、先ほどおっしゃった、自然のあぜ道とか田んぼとかおっしゃったんですけど、この場所は、どちらの地域の取組に対して交付金を交付するっていうのを書いてあるんですけど。これ、地域を指定されるんでしょうか。

大野農政林務課長

この多目的機能支払交付金については、地域で共同で行う多目的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援する取組となっています。

今、阿久根市内で取り組んでいる地区が、26地区あるところです。その中で、それぞれ活動をされて、この交付金を受け取ってらっしゃるところです。

この多目的機能支払交付金については、5年間の活動期間ということで、例えば令和7年度に協定を結べば、令和11年度まで、一定の活動されれば、この交付金を受け取れるということになります。

川畑二美委員

すいません、ちょっと分からないんですけど。

田代で、あの、まあ田んぼがばらばらだったのが、1か所にまとまってきれいに整備されたんですけど、ああいうパターンで考えていけばよろしいんでしょうか。

大野農政林務課長

恐らく、田代の田代下区の地域で、ちょっと不形成だった田んぼがきれいに区画が整理されて、農道とか水路等も整備された事業かと思います。あれは、基本的農地整備事業でやった基盤整備事業になりますので、この多目的機能交付金というのは、活動に対する交付金ですので、今、例えば、田代下の話をしましたけれども、田代下で、その区画の中で、いろいろな地域の方が一体となって、共同作業された場合には、そういった交付金を受け取れるということになります。ただし、いろんな条件がありますので、その条件をクリアして、協定を結んでいただいて交付金を受け取るということになります。

川畑二美委員

ええとですね、ちょっと待ってくださいね。

89ページなんですけど。89ページのですね、すいません、89ページ、95ページです、すいません。95ページの6款2目の12節の委託料の中で、阿久根大島のとうばく。

〔「倒木松」と呼ぶ者あり〕

倒木松のえつ。

〔「滑落」と呼ぶ者あり〕

かつらつ対策事業というのは、これはどのようなものをするのかなと思って質問させていただきました。

大野農政林務課長

これはですね、昨年8月の台風によって、阿久根大島の渡船場近くに、すぐ近くにトイレがあるんですけども、その上の大きな松が倒木しまして、通路を塞いだ形となりました。そのときに、一応切れる範囲は切って通路を確保したんですけども、根本がまだ残ってまして、その根本を除去するためには、阿久根大島への重機の運搬であったり、さらに工事等した場合に莫大な予算がかかるということで、一旦、今現在ワイヤーでつった状態で安全確保してあるんですけども、今後シーズンに入るとということで、まだまだちょっと心配な部分がありますので、ワイヤーを補充して、さらに安全対策を徹底すると

ということです。

川畑二美委員

それに基づいてなんですけど、96ページの6款の3目の10節。先ほどのお話を聞いてたら、需用費の中で、消耗品で、これ阿久根大島っておっしゃったんですけど、それ今のに関連しての消耗品になるんでしょうか、今お話しした。

所崎林務係長

こちらの、6款2項3目の部分についての、大島の、係る消耗品ではあるんですけども、こちらはヘリコプターによる航空防除、松くい虫の航空防除に係る薬剤などがこの消耗品によって支払われるというイメージになりますので、よろしく願いいたします。

川畑二美委員

すいません、また95ページになるんですけど。

えっとですね、やはり6款2目の12節の委託で、2か所、大スズメ除去、両方書いてあるんですけども、大スズメのところがですね。それは別々の場所になるんでしょうか。

所崎林務係長

2つ大スズメ蜂駆除業務というのが記載されております。こちらは、申し訳ございません、もしかしたらシステム上のことかもしれませんけども、内容は一緒になります。

一つは、憩いの森のところに発生した大スズメの駆除の委託になります。もう一つの下の方は、イメージとしては、山村開発センター、そして鶴川内集会施設などで発生したオオスズメバチの駆除をする、もしそういった巣窟が発生した場合に駆除を委託しようとするものです。

内容は一緒になります。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第17号中、農政林務課所管の事項の審査を一時中止します。

〔農政林務課退室、農業委員会事務局入室〕

次に、議案第17号中、農業委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局に説明を求めます。

下脇農業委員会事務局長

議案第17号中、農業委員会所管の事項について御説明いたします。

令和7年度農業委員会当初予算における歳出予算総額は5,727万円であり、対前年度比118.91%となっております。

増額となりました主な理由につきましては、これまで農政林務課で執行していた農地中間管理機構を介した農地の貸し借りに関する業務が農業委員会に事務委任されることにより、それらに係る人件費を含む経費を加算したものであります。

それでは、歳出から御説明いたしますので予算書の83ページをお開きください。

6款農林水産業費1項1目農業委員会費であります。1節報酬から4節共済費までは、農業委員12名、農地利用最適化推進委員7名と事務局職員4名分の人件費になります。

予算書の84ページになりますが、7節報償費は、農業者年金加入促進活動に係る推進員への謝金であります。

8節旅費は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が実施します農業委員会視察研修の

費用弁償や各種大会への普通旅費が主なものであり、13節使用料及び賃借料は、委員等が農地の現況調査等で活用するタブレットの使用料や視察研修時のバス借上料が主なものであります。また、18節負担金、補助及び交付金は、県農業会議及び県下各市農業委員会連絡協議会や北薩地区農業委員会連絡協議会などの各種協議会への拠出金などであります。

次に、予算書の92ページになりますが、12目農地利用対策事業費は、機構集積支援事業に加え、令和7年度から農地中間管理機構事業に係る経費を追加計上いたしました。

これは、先ほども説明したとおり、農政林務課で執行していた農地中間管理機構に関する業務を農業委員会事務局に事務委任することによるものであります。

それでは、予算書に戻りまして、1節報酬から4節共済費までは、会計年度任用職員2名分の人件費であり、8節旅費は、農業委員会会長及び女性委員が各種大会に出席するための費用弁償が主なものであります。

また、93ページになりますが、13節使用料及び賃借料は、現地調査等に使用します軽乗用車のリース料であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算書の21ページにお戻りください。

13款使用料及び手数料2項4目農林水産業手数料1節農業手数料は、説明欄にあります、受理証明などの各種証明書発行手数料の受入れになります。

次に、予算書の26ページになりますが、15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち農業委員会所管分につきましては、説明欄1行目の農業委員会費で、農業委員会等に関する法律第6条第1項に規定する事業等について、市町村農業委員会が業務を行う経費として交付される補助金であります。

次に、説明欄下から6行目にあります機構集積支援事業につきましては、農地台帳の整備や農業委員会による遊休農地対策の推進に係る事務費、委員等の資質向上のための活動に係る経費に対し交付される補助金であり、主に会計年度任用職員1名分の人件費及び会長や女性委員が各種大会に出席するための費用弁償などに充てられます。

次に、説明欄下から3行目の農地利用最適化交付金につきましては、農地の最適化、遊休農地の発生防止や解消など、積極的な活動を支援するための交付金であり、活動実績に応じて上乗せして支給される農地利用最適化活動報酬などに充てられます。

次に、予算書の28ページをお開きください。

3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金のうち農業委員会所管分につきましては、説明欄の2行目の市町村権限移譲交付金であり、主に農地転用に関する農地法第4条及び第5条関係の権限移譲に伴う交付金であります。

次に、予算書の32ページをお開きください。

20款諸収入4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入の1行目の農業者年金事務費は、農業者年金制度における新規加入促進や事務手続、受給者との連絡調整などの事務処理に対する農業者年金基金からの事務委託費であります。

2行目の農地中間管理事業業務委託は、農政林務課から事務委任される農地中間管理機構事業を推進するための委託料であります。

3行目の農地売買等事業業務委託料は、農地中間管理機構を通じて農地を売買する際の委託料であります。

最後に、33ページの5項4目雑入20節雑入のうち農業委員会所管分につきましては、説明欄1行目の雇用保険料に会計年度任用職員2名分が含まれております。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

白石純一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

山田勝委員

農地利用対策事業が農政課から農業委員会に移ったんですね。

白石純一委員長

何ページになります。

山田勝委員

92ページ、92ページ12目。いいですか。

一つはですね、今まで3条・4条については市町村でやるんだけど、5条については知事の許認可だったのが市町村に権限移譲されるわけでしょう。そういうことなんですね。

いやいや、はっきり言ってください、んなら。そうなのかという。分からんけ。僕がもう一遍言います。農地法ですね、3条・4条については市町村で、農業委員会です。よね。許可しますよね。ところが、それに基づいて、今までは、5条については県知事許可じゃなかったですか、最終的に県知事の許可を持たないと、事務を進められないという事業だったでしょう。それは、今後はもう全部一緒に、市町村で実施することができるということですか。

平瀬農業委員会事務局管理係長

市町村の権限移譲につきましては、4条と5条を、今、権限移譲でしてるところなんですけど、3条については、もともと阿久根市の農業委員会で行っておりますので、それはそのままになります。

山田勝委員

今まで1か月、2か月待たなできんやったのが、もうその月のうちにできると、こういうことになるわけですね。

それからですね、私、どうも認識、あんまりよく分かってないんですが、もし、皆さんも分かってなかったら聞いてください。

農地中間管理機構というのは、具体的にどういうことなんですか。

下協農業委員会事務局長

農地中間管理事業とは、農業経営の基盤の拡大、農用地の集団化、農業経営を営もうとする者の新規参入の促進を目的に、県の農地中間管理機構が土地の所有者から土地を借り受け、耕作者に貸し付ける事業になります。

〔発言する者あり〕

白石純一委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後1時31分～午後1時33分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

下脇農業委員会事務局長

先ほど、私の説明の中で、これまで農政林務課で行っていた農地中間管理機構を介した農地の貸し借りを農業委員会に事務移管という表現をいたしました。これは、阿久根市からの事務委任です。

申し訳ございませんでした。

山田勝委員

これも、全然私は、認識不足の部分は恥を忍んでお尋ねするんですけどね。

近頃、外国人が農地を借りる、買うとかというようなことについて、非常に無法図に日本は行われているんですけどもね。それについて、農地法とか、あるいはおたくたちの中で、かなり規制をするというような動きがあるんですか。ちょっと小耳に挟んだものだから。

白石純一委員長

議題外ですので、一旦休憩に入ります。

(休憩 午後 1 時35分～午後 1 時36分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第17号中、農業委員会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔農業委員会事務局退室〕

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後 1 時37分～午後 1 時41分)

〔環境水産課入室〕

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第17号中、環境水産課所管の事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

園田環境水産課長

議案第17号中、環境水産課所管の事項について説明いたします。

まず、歳出について説明いたします。

一般会計予算書の78ページをお願いします。

4 款衛生費 1 項 3 目予防費は、10 節需用費の消耗品のうち 4 万 6000 円。また、11 節役務費の通信運搬費のうち 12 万 1000 円を狂犬病予防事業に係る予算として計上しました。

79 ページから 80 ページにかけての 4 目環境衛生費は、1 節報酬から 4 節共済費までは会計年度任用職員 2 名の人件費が主なものであり、12 節委託料は、衛生害虫駆除業務のほか、潮見ヶ丘墓地のトイレ清掃及び浄化槽管理業務、不法投棄啓発用看板など、環境衛生対策

に係る看板作成の費用を計上したものです。

18節負担金、補助及び交付金は、浄化槽推進市町村協議会の負担金と、共同水道施設設置事業補助ほか3件の事業費補助になります。

そのうち、説明欄1番下の小型合併処理浄化槽設置整備事業については、汚水処理人口普及率向上を目的に実施してきており、令和3年度からは、さらなる普及強化を目指し現在の補助率に引き上げて実施してきました。ただし、この補助率については、当初予定していた計画期間を延長し、事業を継続してきましたが、申請件数が一定の落ちつきを見せてきたことから、この補助率の扱いは令和7年度を最終年度とすることとし、令和8年度以降は補助率を下げて実施していく予定です。そのため、次年度以降の補助率変更について、市民の皆様への周知を十分に図りながら事業を進めてまいります。

5目公害対策費の12節委託料は、市内22河川30か所における水質検査業務と騒音規制法に基づき実施する自動車騒音常時監視調査業務の2件になります。

次に、81ページに移り、7目葬斎場管理費については、令和6年度で実施の火葬炉3号改修工事に係る予算が令和7年度は不要のため大きく減額になりますが、引き続き経過年数に伴う長寿命化改修が必要であり、令和7年度では波及事故防止のための高圧受電設備修繕とキュービクルの更新に係る設計業務の予算を計上します。

次に、2項1目清掃総務費になりますが、18節負担金、補助及び交付金が主なものであり、循環型社会形成推進助成金として資源ごみの売上げの30%を上限として各区に交付するものです。

また、地域色づくり事業は、各区で実施する新たなごみステーション設置及び修繕に対する施設整備補助になります。

次に、2目塵芥処理費は、82ページにかけてになりますが、1節報酬から4節共済費までは、海岸清掃に係る会計年度任用職員2名の人件費が主なものであり、7節報償費は、各区の環境美化推進員への謝金、10節需用費のうち消耗品等の主なものが指定ごみ袋の購入費であり、12節委託料は、家庭系一般廃棄物収集運搬業務ほか10件の業務委託料です。

18節負担金、補助及び交付金は、北薩広域行政事務組合に対する負担金であり、次の3目し尿処理費についても、18節負担金、補助及び交付金の北薩広域行政事務組合に対する負担金になります。

次に、96ページに移り、6款農林水産業費になりますが、3項1目水産業総務費については、2節給料から次の97ページ4節共済費までの職員4人分の人件費が主なものになります。

次に、2目水産業振興費については、98ページの12節委託料で「たからのまち」マネージャー業務のほか2件の委託料を計上するものです。なお、「たからのまち」マネージャー事業については、3年目を迎えることになり、マネージャー指導による活締め技術の定着化とその技術を施した水産物の差別化による商品化を関係団体と協力して進めていきます。

18節負担金、補助及び交付金については、鮮度維持用氷代の4分の1を補助する水産物流通対策事業補助金ほか11件を計上しており、漁業者への各種支援事業等を実施していきます。また、阿久根産活締め水産物PR事業は新規事業であり、先ほど説明しました「たからのまち」マネージャー事業の成果として、活締めした水産物に識別タグを付けPRしていく予定であり、必要機材等購入に係る経費への補助になります。

24節積立金については、阿久根漁港水揚げ場に整備したフィッシュポンプ使用料を水産振興基金に積み立てるほか、基金に係る利子を積み立てるものです。

99ページにかけての3目漁港管理費については、10節需用費の光熱水費や漁港に係る修繕費、12節委託料の阿久根漁港の環境緑地施設に係る管理業務委託料が主なものです。

次に、4目漁港建設費については、県が実施する阿久根漁港整備事業に係る負担金を計上するものです。

以上で歳出を終わり、歳入について説明いたします。

予算書の19ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料1項3目衛生使用料1節保健衛生使用料のうち当課所管分は、墓地等占用料と葬斎場土地使用料であり、4目農林水産業使用料3節水産業使用料は、市内漁港施設の占用料になります。

次に、21ページをお願いします。

2項3目衛生手数料1節保健衛生手数料は、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済証の交付手数料、2節清掃手数料は、一般廃棄物処理に係るものであり、その主なものは8種類の市の指定ごみ袋になります。

また、4目農林水産業手数料3節水産業手数料は、船員手帳の交付手数料を計上しています。

次に、23ページをお願いします。

14款国庫支出金2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金のうち当課所管分は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費に係る国庫補助になります。令和7年度も単独処理浄化槽、また、くみ取り槽からの転換分、新築分を合わせて150基で試算しています。

次に、26ページをお願いします。

15款県支出金2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金のうち当課所管分は、2件であり、小型合併処理浄化槽設置整備事業費及び環境保全対策事業費に係る県補助金です。

27ページにかけての5目農林水産業費県補助金のうち当課所管分は、3節水産業費補助金であり、北さつま漁協への2台のフォークリフト導入に係る種子島周辺対策事業費の補助金が主なものです。

3項3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金は市町村権限移譲交付金であり、当課所管分は浄化槽法に関する事務など4件の69万円です。

5目農林水産業費委託金のうち当課所管分は、3節水産業費委託金の2件です。

次に、29ページをお願いします。

16款財産収入1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入の当課所管分は、説明欄にある土地のうち、旧栽培漁業センター土地貸付料が264万円。それとまた、北さつま漁協へのフィッシュポンプ貸付けに対する使用料です。

次の、2目1節利子及び配当金のうち当課所管分は、8行目、水産振興基金です。

次に、31ページをお願いします。

18款繰入金1項7目水産振興基金繰入金は、漁業操業効率化推進事業の財源充当分です。

次に、34ページをお願いします。

20款諸収入5項4目雑入20節雑入のうち主なものは、説明欄の上から7行目の資源ごみ有価物売払代で、アルミ缶、スチール缶、段ボール、新聞等及びトレイの売払代金、その2行下の漁港環境緑地施設照明使用料、また、下から4番目の有料広告料は、指定ごみ袋

に掲載する一般廃棄物収集運搬業者の広告料を見込み計上するものです。

最後に、35ページをお願いします。

21款市債 1 項 3 目衛生債 1 節保健衛生債は、小型合併処理浄化槽設置事業債ほか 2 件です。

また、5 目農林水産業債のうち当課所管分は、3 節水産業債であり、水産業活性化事業債は、氷代を補助する水産物流通対策事業に、漁港整備事業債は、県が実施する阿久根漁港整備に係る市負担金にそれぞれ充当するものです。

以上で説明は終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

白石純一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

山田勝委員

13款 1 項使用料。衛生使用料のね、葬斎場の1,147万円。この使用料は、市有地だと思うんだけど。誰の土地から誰がとるんですか。

〔「147万円やっど」と呼ぶ者あり〕

園田環境水産課長

この使用料につきましては、火葬に対する使用料になります。

山田勝委員

火葬に対する使用料って、そのお金は誰から取るんですか。

園田環境水産課長

御遺族から徴収することになります。

山田勝委員

そうか。御遺族から場所の借上げ代を徴収するわけですね、阿久根市が。そげんせないかんどわいね。

渡辺久治委員

99ページの 6 款 3 項 4 目18節漁港の生産基盤とか、そういう流通基盤とかで、全部で3,980万円ぐらいあるんです。これ旧港の整備には、これは使われないんですか。

園田環境水産課長

こちらの負担金については、旧港のものも含まれておりまして、既存の施設のしゅんせつ、いわゆる底の砂を取ったり護岸の安全対策工事等をする事業に対する負担金です。

渡辺久治委員

旧港の建物の屋根とかすごく傷んでるんだけど、ああいうのには使われないんですか。

園田環境水産課長

市道沿いの水揚げの屋根部分だと思いますが、そちらについては漁協の所有する施設になっております。ということで、漁協で管理し、今後、撤去等も含め取扱いをされるところです。

牟田学委員

80ページの、4 款 1 項 4 目18節の負担金、補助及び交付金の中の小型合併処理浄化槽設置整備事業で1億700万円あるんですけれども、今年度も大分減額になったと思っているんですよね、当初からすると。来年度は、これ何基ぐらいずつ予定をしているんですかね。

園田環境水産課長

この事業につきましては、委員のおっしゃるとおり、大分、この申請が落ちついてきたところです。つきましては、この補助率を下げてですね、今後取扱いをする予定ではございますが、当初は令和3年、4年で強化期間として現行の補助率で実施してきたわけですが、まだまだ需要があるだろうということで、これまで継続してきたところです。転換分を100基、そしてまた、新築への補助を50基ということで予定しておりまして、来年度を現行の補助率を扱った取扱いを最終年度としまして、駆け込みもあるだろうということで、落ちつきは見せているものの令和7年度までは現行の補助率で実施する予定です。

木下孝行委員

今の全く同じ質問になるんですけども、令和6年度に5,000万円ほど執行残が残ったということですけども、改めて昨年度、同じぐらいの基数を一応、今回予算化しているというふうに思いますけど、私はそれでいいと思います。当然、執行残が出ることも想定できるけども、あくまで、浄化槽のこの事業を使う人が増えることも想定しとけば、やっぱり前年と同じような予算を組むのは当然だと私は思うんですけど。

来年度から、補助額を減らしてという話をしましたけど、今の浄化槽の進捗率といいですか、幾らぐらいあるんですか。

園田環境水産課長

この普及率についてですが、現在、70%前後まで普及は、合併処理浄化槽についてはしている状況です。

木下孝行委員

今、70%前後まで進捗率が進んでいるということで、市とすればどこを目標にしているんですか。

早水環境水産課長補佐兼生活環境係長

普及率につきまして、阿久根市の生活排水処理基本計画というものを、第7次改訂版を7年度から策定したところですが、これは令和11年度末で87.86%まで引き上げたいという予定であります。

木下孝行委員

もう1回。今83%っていった。

早水環境水産課長補佐兼生活環境係長

87.68%です。

木下孝行委員

87%までへ持っていきたいというのであれば、私は、補助額は減額せずに、今の補助額のまま、まだ続けるべきだろうと思いますよ。そして確実に87%の目標、約90%に、もう確実に達成するという近くに、もっと近くになってから、補助金は下げるなりしたほうがいいと思う。まだ、来年からと言われれば、やっぱりちょっと不公平感も、個人によっては都合があってできない人も中にはいるわけであったりするから、補助額を下げるというのはどうかなと思います。そこはまた検討できるなら検討して。これは意見です。

竹之内和満委員

34ページ。20款5項4目の雑入で、節はどこ。このページの上から、7行目の資源ごみ有価物売払代ということで、540万円の予算組みされておりますが、これはリサイクルほか、資源ごみが、最終的に区に分配されるその売払代ですかね。

園田環境水産課長

はい。その財源になる予定です。

竹之内和満委員

本年度、区に分配されるのが、割と金額が大きかったというふうに聞いているんですが、この予算組みも、割と昨年よりも大きく予算組みされてるんですかね。

園田環境水産課長

この予算組みについては、一定、例年の予算組みを参考に、同等分の予算を計上したところです。

竹之内和満委員

ちなみに、元になる決算は、大分金額高かったんですか。それとも例年どおりだったんでしょうか。

早水環境水産課長補佐兼生活環境係長

令和5年度の決算額になりますが、令和5年度では、収入済額として610万3955円、610万円ほどという数字になっております。

竹之内和満委員

それは、4年度よりも高かったんですかね、金額は。

園田環境水産課長

申し訳ございません。4年度の、ちょっと数字は、今ここで確認はできないところですが、例年この500万円前後をですね、基本に推移をしております。

令和5年度については、若干これより多く収入があったところですが、いろんな社会情勢等も踏まえてですね、予算計上をしたところです。

今後についてはですね、またその辺はしっかり分析しながら取扱いをしていく予定であります。

山田勝委員

98ページ、6款3項3目18節の磯焼け対策事業とあるんですが、実は阿久根市のウニ加工業者が1人やめるという話を小耳に挟んでるんですが、磯焼け対策事業って具体的にどういう事業をされるんですか。

それでは、もう一つ。そういう、阿久根市内の業者がやめるということは認知されていらっしゃるでしょうか。

園田環境水産課長

この磯焼け対策事業につきましては、昨今の海水温の上昇等により植食性魚類、いわゆる植物を食う魚ですね、こういう種類が南方系の魚が増えておりまして、そういう魚を駆除したり、あるいは、その海藻を食べるウニそのものをですね、駆除したりという取組となっております。

委員の言われるその業者さんについても、ウニの減少あるいはウニの実入りが悪いということで、なかなか事業が成り立たないということから、もう廃業の方向で今、事業を展開されております。特にですね、加工に使われるヒトウニ、けんの長い種類のウニですが、そのウニが天草方面からの仕入れも含めて少ないと。加工品がなかなかもう思うように製造できないということで廃業を進めていらっしゃるようです。そういうことで、非常に残念ではございますが、事業所のお考えもございまして、市内には、あと1事業者ございます。そちらと協議・検討しながら、今後のウニの生産、あるいは対策を図っていきたいと思います。

山田勝委員

もうできないからやめる、もう原料がないからやめるということらしいですよ。そんな中でですね、あなた方が磯焼け対策事業をやっているということでいろいろ聞くけれども、私が期待してるのは、例えば、栽培漁業センターの後でねえ、やってる、その実績はどういう状況なんですか。

園田環境水産課長

旧栽培漁業センターにつきましては、昨年、民間の事業所に譲渡したところです。この事業所の運営の状況でございますが、無脊椎動物、いわゆる、ウニ、あるいはナマコ、あるいはエビということで、脊椎のない水産物をですね、中心に事業生産を取り扱われております。ウニについては、どうしても自然界の海水温の状況には逆らえない部分もあるということで、御苦労があるところと思いますが、これまで、こちらで余り見られなかった、また種類の、南方系のウニもとれるようになったようです。こちらをですね、何とか商品にできないかということで、今、鋭意、その生産に研究をされているところです。我々もそのウニをですね、今後、本市の特産等にならないかということも含めてですね、またいろいろ連携していきたいと考えます。

山田勝委員

非常に期待を持ってるんですよ。今までとは違った研究でですね、結局その今の海水温、今の環境に合うような海藻あるいはそれぞれを連れてくればいいかなあという気持ちがあって期待してるんです。

それともう一つですね、今日のフェイスブックを見とったらですね、阿久根がナマコの料理の何かあるんですか、イベントが。

白石純一委員長

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後2時14分～午後2時19分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

〔山田勝委員「あります」と呼ぶ〕

暫時休憩します。

(休憩 午後2時19分～午後2時30分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

早水環境水産課長補佐兼生活環境係長

すいません、先ほどの発言の中で誤りが2点ございましたので、訂正させてください。

まず1点目が、竹之内委員から、資源ごみの有価物売払代ということで、令和5年度の実績で先ほど610万円出ると申し上げましたが、855万円ほどということで訂正をさせていただきます。この資源ごみの有価物売払代につきましては、リサイクル資源の需要バランス、

そして、原材料価格、物流費、為替レート、そのときの景気、様々な要因で市場価格が変動をしております。特に、令和2年度から令和4年度にかけては、コロナ禍ということもありまして、国内需要が増えて、売却益が高い傾向にあったということでございまして、今、現在は落ちつきを取り戻していると認識をしております。

続きまして、2点目の訂正でございますが、木下委員から浄化槽の普及率の件でお尋ねございましたが、先ほど87.68と申し上げましたが、正しくは87.86で間違いでございました。

申し訳ございませんでした。

山田勝委員

81ページ、4款3項2目報酬、1節報酬についてですね、会計年度任用職員の報酬、海岸清掃作業監視指導業務員2人ということで459万円予算化されてるんだけど。この方々はね、1年中海岸を回っていらっしゃるんですか。

園田環境水産課長

委員のおっしゃるとおりです。

山田勝委員

具体的にどこ辺りを回られるんですが。

園田環境水産課長

市内全域の海岸を区域として回っておりますが、一定期間ですね、業者委託をする機関がございます。脇本海水浴場、あるいは阿久根大島、そして大川島海水浴場を中心に、海水浴シーズン等を中心にですね、業者に委託する時期がございます。その時期については、それ以外の海岸線を清掃していただいております。

山田勝委員

毎年、この予算ついていきますかね。

園田環境水産課長

はい、毎年勤務していただいております。

山田勝委員

私はあなたが言うように、3つの海水浴場だったらですね、用は足るんじゃないかなという気持ちもするんですが、阿久根の海岸線は42キロありますからね。それをずっと定期的に回りながら清掃して回るということでしょうね。それから監視をしたりね。

それはそれでいいとしてですね、次に、例えば、生ごみ堆肥化業務についてですね、結局これも関連なんですけど、生ごみを肥料にしたものをね、今、非常に市民から人気があるという話ですが、これは今どういう状況なんですか。足りない状況ですか、堆肥にした肥料が残っている状況ですか。

園田環境水産課長

この生ごみ堆肥の消費につきましては、もう大分普及も図られてまいりまして、随時、市民に御活用いただいております。特に、この春先の植込み時期、あるいは秋口についてはですね、商品を、追加、追加で搬入するような状況にもございますので、普及が大分図られていると考えるところです。

山田勝委員

普及が大分図られているんだけど、私があなたに聞くのは、もう足りないくらいの状況なんですか、それとも、どういう状況ですかという意味で聞いたんですが、どういう状況

なんですか。

園田環境水産課長

先ほどお話ししましたように、春先あるいは秋口の活用はおおございますが、また、植付けをしない時期にはまたストックが増えてくるというような状況もございます。ということで、年間を通じたら、ある程度はけてはございますが、まだまだ時期によってはたまってくると。農業生産上しかたない状況でもございますけど、その辺は課題になっております。

山田勝委員

難しく言わなくてもね、そういう時期ある中で、全体でまだストックがあるような状況ですといえば、また次のことを語りがなったいどん、どこずいが嘘やろ本当やろ分からんざい語りがならなよ。

園田環境水産課長

ストックは随時ございますので、その有効活用を検討する必要はあるかと思います。

山田勝委員

私の言いたい部分とはちょっと外れている部分があるけど、それはそれでいいとしてですね、脇本の389号線にね、うわさですよこれは。北薩環境組合がストックするテントのところと、今、陳列する場所を造っているのかなあと思うんだけど、それはどうなんですか。

園田環境水産課長

委員の言われるとおり、国道389号沿いにですね、土地を取得されまして、新たなストックヤードを整備されております。

山田勝委員

あなたにちょっと聞きたいんですが、生ごみ堆肥の成分を調査したり、調べたり、それでどんな作物に適しているか、適していないかというのを確認したことがありますか。

園田環境水産課長

細かい成分結果をお話ししますとちょっと長くなりますが、リン酸値が高く、リン酸過剰になる可能性があるというのもございますし、堆肥としては、追加肥料として使用することが望まれるという検証結果も出ております。ただし、また農林業振興センターでの試験的に活用されている状況によりますと、かなりいい野菜も生産できるということで、有効であるという情報は入っております。

山田勝委員

私がいつも言うようにね、言うこと聞かんよ、こげんしたほうがよかどって、あげんしたほうがよかって言うことをきかん。何でかって言ったら、あの肥料はね、あのままでね、野菜が作れるんですよ。米が作れるんですよ。数年前、あなたが農政課長るとき、農家の作った米をですね、試食したら美味しかったじゃないですか。でもそれを次に生かさない。不思議なところだなあここは。次に生かさない。

だから、今私が言いたいのはね、今、何がネックかといったらね、臭いから、あれを振ったらね、物すごく嫌がられるんですよ、嫌がられる。

だから、ペレットにしたらどうですか。そんなことを何遍か言いおったら先日、ナフコに行ったらね、牛糞のペレットというのもありましたよ。だからね、ペレットにしてね、みんなに安く売るとか何とかしてですね、一つの阿久根の名物にしてもいいと思うんですよ。もう一步踏み込めない。だから、農政課長が話をしてですね、もう一步踏み込んで、

何とかこの生ごみ堆肥で収入を得られるように、それでみんなを喜ぶような、そんな方法を考えてもいいと思うんだけど。考えませんか。

園田環境水産課長

委員の言われる生ごみ堆肥のペレット化につきましては、これまで農家の方々から要望があったことは私も承知してございます。今後ですね、先ほどありました農政林務課とも連携を図りながら、再度農家の意向調査、全体的な意向調査、あるいは予算でどのぐらいかかるか、それでまた運営体制をどうしていくかというのを、あるいはまた無償化という今の取扱いをですね、最終的にどうするかというのもございます。

そういうもろもろのことを積極的に農政林務課等と協議して、今後の新たな展開を検討していきたいと考えます。

山田勝委員

私が言い出してからね、私が試食をしてから5年になりますよ。その時も同じようなことを言うけどね、いっき忘れるったってや、こんしは。

何かしないと、ふるさと納税と同じで、一生懸命頑張るとこいは190億円上ぐっと、何もせんやったとこいは1億円か2億円ですんと、誰も責任の取らん。月給を戻してつつうごたっど、ほんとは。そんな当時のリーダーだった人たちってねえ。

だから、それと同じようにねえ、これもねえ、やっぱり、人んこっじゃっと思わなんじんねえ、園田課長。おいが辞むればよかいよって思わんじん、一つぐらいは、園田は良かとをしたねっていうのを残してよ。

そうしないとね、阿久根はもうそのうちなくなっど、あなたたちは。

それをね、言いたかったよ。農政課長にももう一遍言うけどね。だから何でかって、あなた一人じゃできない。農政課も語らないかん。市長も語らないかん。結論を市長が出すったって。

以上です。頑張ってください。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第17号中、環境水産課所管の事項の審査を一時中止します。

〔環境水産課退室〕

白石純一委員長

この際、こども保健課から発言の申出がありますので、この際許可します。

こども保健課入室してください。

〔こども保健課入室〕

議案第17号中、こども保健課所管の事項の審査を行います。

こども保健課課長の発言を許します。

寺地こども健課長

それでは、予算書の77ページを御覧ください。

午前中の審査において、渡辺議員から御質問のあった第4款1項1目18節負担金、補助及び交付金のうち病院群輪番制事業についてであります。本事業は、出水郡医師会が業務を受託し、出水郡医師会広域医療センター及び出水総合医療センターの2か所で実施されている事業であります。

そこで、渡辺委員から御質問いただいた本事業を利用した患者数についてであります、受入れ総数でお答えしますと、令和3年度が7,169名、令和4年度が7,453名、令和5年度が7,519名となっているところです。

なお、令和6年度における中途実績及び阿久根市民の利用について、出水市を通して、出水郡医師会に確認をしたところではありますが、受入れ患者を市町村別で集計をしていないということから不明であるとのことでしたので、御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

回答にお時間をおかけしまして誠に申し訳ございませんでした。

白石純一委員長

議案第17号中、こども保健課所管事項の審査を一時中止します。

〔こども保健課退室〕

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後2時46分～午後2時46分)

〔商工観光課入室〕

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第17号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

宮下商工観光課長

議案第17号中、商工観光課所管分について御説明いたします。

初めに、歳出の主なものについて御説明いたします。

予算書の100ページをお開きください。

まず、第7款商工費1項1目商工総務費は、職員及び会計年度任用職員の人件費、共済費が主なものであります。

2目商工振興費は、前年度と比較して4,500万円余りの増であります、これは副業促進及び生産性向上による産業活性化事業などの計上に伴うものであります。

100ページの1節報酬は、市内事業所における人材確保に資する業務を行う地域おこし協力隊1名分に係るものです。なお、当該地域おこし協力隊につきましては、今年度まで企画推進課所管でございましたが、現在の地域おこし協力隊の任期終了に伴い、来年度からは商工観光課が所管するものでございます。

12節委託料は、道の駅阿久根指定管理業務など8件の業務委託料であります。このうち、上から4番目の副業促進及び生産性向上による産業活性化事業は、副業等の促進による人材・人手不足の改善等を図るため、市内事業者と副業等希望者のマッチングスキームを構築するとともに、生産性向上を目的に推進する市内事業者のトヨタ式カイゼンの実践等を支援するものでございます。

下から3番目の阿久根市認知度向上イベント業務は、鎌倉市で阿久根産鮮魚等の販売を行うサカナヤマルカマと連携をし、本市特産品の販売等を行うイベントを開催しようとするものです。

下から2番目のシティプロモーション事業は、Vチューバーを活用した本市観光地や特

産品の魅力発信のための動画作成及びSNSでの情報発信のほか、限定ノベルティの作成などを行うものです。

1番下のアクネファン創出事業実施業務は、本市への移住や市内事業者における人材確保等を目的として、都市部に住む若い世代の方々に、阿久根の食や自然、市内事業者の魅力などを体感していただく1週間の阿久根体験プログラムを提供するものです。

次に、102ページにかけての18節負担金、補助及び交付金のうち、102ページの補助金（事業費補助）の上から5番目の商工業者事業拡大・拡充支援事業は、市内事業者が実施する新商品の開発等に係る経費や生産性の向上に資する機械等の導入に係る経費を補助するものです。

1番下の特定地域づくり事業協同組合運営支援補助は、昨年12月に設立された阿久根地域づくり事業協同組合が実施するマルチワーカーの確保やマルチワーカーの組合員事業者への派遣等の事業運営に係る経費を補助するものです。

次に、同じく102ページの3目観光費であります。前年度と比較し660万円余りの増となっております。このうち、1節報酬は、現在、観光開発業務に従事している地域おこし協力隊1名に加え、来年度から市と本市の観光推進組織である株式会社まちの灯台阿久根との連携を強化し、取り組んでいく事業等を推進していくために、新たに2名の地域おこし協力隊を採用しようとするものです。

103ページから104ページにかけての12節委託料は、笠山観光農園管理業務など17件であります。

104ページの16節公有財産購入費は、寺島宗則記念館に空調機2台を設置しようとするものです。

105ページにかけての18節負担金、補助及び交付金のうち、負担金（事業費等）の出水地区広域観光事業は、出水市、長島町と連携し、福岡県を誘客のターゲットとした観光商品の開発等に取り組むものです。

104ページの一番下、地域食材を活用した観光交流促進事業は、食のまち阿久根の魅力向上や基盤強化を図るため、アクネ大使でフランスで星付きレストランを経営する伊地知雅氏や美食の街サン・セバスチャン等からスペイン人シェフを招き、阿久根の食材を活用したディナーイベントを開催するとともに、市内飲食店や生産者、高校生などとの交流事業を行うものです。

また、105ページのアートを活用した観光交流促進事業は、アートを通して本市の魅力発信や観光振興を図るため、俳優や映画監督、文筆家として活躍するアクネ大使の小川紗良氏と連携をし、阿久根大島や肥薩おれんじ鉄道、阿久根駅、寺島宗則記念館等を会場に、壁画アートや、絵画・写真の展示、音楽ライブ、映画上映会など様々なイベントを行うものです。

最後に、阿久根大島渡船補助事業は、渡船事業者に対し、海水浴期間中以外の渡船費用や燃料費の補助を行うものでありますが、来年度は、海水浴期間中以外の小学生以下の運賃を全額補助し、阿久根大島への誘客促進を図りたいと考えております。

以上で歳出を終わり、次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

予算書の30ページをお開きください。

第17款寄附金1項1目一般寄附金のあくね応援寄附金は、ふるさと納税分であります。

以上で商工観光課所管の説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

白石純一委員長

説明は終わりました。

質疑入ります。質疑ございませんか。

竹之内和満委員

102ページ、7款1項2目商工振興費の18節、負担金、補助金及び交付金の下から8行目の特定地域づくり事業協同組合運営支援補助ということで、これは先ほど課長から説明がありましたマルチワークを推進する、地域の仕事を組み合わせた一つの仕事にして、阿久根に来ていただくという、そういうような意味合いがあるものと思います。

その中でですね、784万9000円というこの金額なんですが、この金額は国の補助だけですか、それとも市の支出があるんでしょうか。

宮下商工観光課長

この運営補助につきましては、地域づくり事業協同組合の運営に係る費用の2分の1を市のほうから補助するものでございます。その金額が約780万円というところでございます。このうちの財源につきましては、2分の1が国の交付金、4分の1が特別交付税措置をされるというものでございます。

竹之内和満委員

分かりました。

この784万9000円の支出内容ですね、主に何に使われてるんでしょうか。

宮下商工観光課長

主に派遣する職員、マルチワーカーですね、この方の人件費が主なもので、あとはやっぱり、事務局、運営をされる職員もありますので、その人件費というものが主なものになっています。

竹之内和満委員

そういう派遣職員に対する報酬がほとんどということなんですが、この場合の企業のほう、組合に入る事業者の手出しというのはあるんでしょうか。

宮下商工観光課長

一応ですね今、組合員事業者4事業者あるんですけれども、一応、派遣を受け入れる事業者につきましては、派遣手数料として1時間当たり1,300円を組合に対して支払うことになっています。

竹之内和満委員

分かりました。

さっき4つの事業者ということなんですが、総会ของときも数者しかなかったんですよね。今時点で何者あるんでしょうか。この組合に入る事業者は。

宮下商工観光課長

4事業者になっております。

ただ、新たに組合になりたいというような事業者さんもいらっしゃるというところですので、そこにつきましては事務局のほうで事業者の拡大に努めているところでございます。

竹之内和満委員

分かりました。

あとですね、職員を派遣するということで、事務作業も相当煩雑になるだろうと思いますが、どこが、市がするんですか、それとも団体がやるんでしょうか。

宮下商工観光課長

派遣業務につきましては阿久根地域づくり事業協同組合が実施しますし、その運営に対して補助する立場でございます。

竹之内和満委員

組合がするという。組合の事務はどこでやるんでしょうか。

宮下商工観光課長

組合の事務所は、まちの灯台阿久根の事務所内に設置されているところです。

〔竹之内和満委員「はい、了解です」と呼ぶ〕

大田基次委員

105ページ、7款1項3目18節の阿久根大島渡船補助事業120万円について教えてください。

小学生以下無料にするということでしたが、何名程度考えていらっしゃるんですか。

宮下商工観光課長

特段人数については、今想定はしてございません。この予算の範囲の中でできればとは思っております。

ただ、これを超える方が来てくれるように、今いろいろと遠足で来てもらえるようにですね、今、指定管理者のほうで小学校に営業かけたりとかしておりますので、今はそういった状況です。

大田基次委員

その小学生以下の無料というのはですよ、夏休み期間も入っておりますか。

宮下商工観光課長

もともと、この補助事業自体が海水浴期間中以外、7・8月以外を対象としておりますので、7・8月はちょっと対象外となります。

〔大田基次委員「はい、了解しました」と呼ぶ〕

濱田洋一委員

104ページ、7款1項3目18節負担金、補助及び交付金の中で、新規事業ということで出水地区広域観光事業、242万円があるんですが、概要の16ページを見てみますと、出水市、長島町と連携して福岡県を誘客のターゲットとした観光、商品の開発ということに取り組むんだということでございますが、福岡をターゲットにした理由というのはどういったことなんでしょうか。

宮下商工観光課長

福岡県につきましては、鹿児島県における宿泊旅行者、この数が県内では一番多いというところで、人口規模等を含めて、大きな市場であるというところから福岡県をターゲットとしたところです。

濱田洋一委員

分かりました。

福岡県の方々がこちらに宿泊される割合が大きいということで、今回、ほかの九州県内、ほかの県等ですけれども、まずは福岡県をということで出水市、長島町といろいろ協議をされた、こういう理解でよろしいんでしょうか。

宮下商工観光課長

おっしゃるとおりでございます。

濱田洋一委員

この242万円ですが、これはどういった、ほかの出水市、長島町、阿久根市が242万円ですが、ここの金額の設定はどういった算出といたしますか、試算なんでしょうか。

宮下商工観光課長

全体の事業費自体は363万円でございます、財源としてこのうち2分の1を県の地域振興推進事業、これを活用しているところでございます。

残りの2分の1を3市で案分して、1市当たり60万5000円の負担ということにしております。

濱田洋一委員

ごめんなさい、今のよく分からなかったんですけど、全体事業費が363万円に対して各2市1町の負担金ということで、これは、242万円というのは、阿久根市の負担金ではないんですかね。どげんですかね、その辺。

宮下商工観光課長

この金額につきましては、2市1町の負担60万5000円でございます、60万5000円これは阿久根市分ですね、阿久根市分が60万5000円で、先ほど申し上げたとおり2分の1を県の地域振興推進事業で財源賄っておりますので事業費の2分の1の181万5000円。これを足した数が240万2000円ということになってます。

〔濱田洋一委員「分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ〕

渡辺久治委員

101ページ、7款1項2目12節サカナヤマルカマ活用事業、これは委託事業なんですけれども、これはサカナヤマルカマというところに委託するんですか。この委託先というかその辺が、どうも概要が分からんもんだから。この委託料がどのくらいの、継続事業ですので、どのくらいになってるか教えてください。

宮下商工観光課長

委託先につきましては、鎌倉市で鮮魚を販売しているサカナヤマルカマ、これを運営しております一般社団法人鎌倉さかなの協同販売所になっております。ちょっと今後の委託事務がございますので、今年度の予算額はちょっと伏せさせていただきますが、令和6年度におきましては100万円の委託料で委託契約を結んでいるところです。

渡辺久治委員

この鎌倉のサカナヤマルカマにおいて、どんなふうになていうかな、どの程度の広さとかいうのは阿久根の品物を売る場所があるんですかね。具体的に。

宮下商工観光課長

店舗の面積としては広くないです。ですので、鮮魚と加工品と、あとちょっとした阿久根のボンタン漬けだったりとか、そんなのはちょっと売っているというところです。

今回、このサカナヤマルカマ活用事業につきましては、サカナヤマルカマの調理スタッフ、それからここの店舗のアドバイザーをしておられます、海の分野の「たからのまち」マネージャー、上田勝彦さんがアドバイザーをしておりますので、ここに対してですね、市内の事業者さんの商品のブラッシュアップのための消費者に対して意見をもらったりとかですね、そういった形でちょっと活用する事業になっております。

高崎良二委員

同じところで、101ページの7款1項7目のところの12節委託料の中で、阿久根市認知度

向上イベント業務等、アクネファン創出事業実施業務っていうのがあるんですが、これどこに委託されてるんですかね。

宮下商工観光課長

阿久根市認知度向上イベント業務、これにつきましては先ほど申し上げたとおり、サカナヤマルカマと連携して取り組もうというところでございますので、サカナヤマルカマを運営しております一般社団法人鎌倉さかなの協同販売所に委託をする予定でございます。そして、アクネファン創出事業実施業務につきましては、令和5年度から実施しているものでございますが、これにつきましては、まちの灯台阿久根に委託をする予定でございます。

高崎良二委員

それに関連して、104ページの7款1項3目、ここが事業概要説明書にも多分あったと思うんですが、まちの灯台と連携しての連携事業というのがあったと思うんですが、ここかな。

宮下商工観光課長

予算発表資料の中にも掲載しておりましたが、これにつきましては、来年度、市とまちの灯台阿久根の連携を強化しまして、食に特化した取組ですとか、あとはまちづくり人材を呼び込むための取組ですとか、来年度ですね、市とまちの灯台阿久根との連携を強化しまして、観光推進に関わる事業、特に食に特化した取組ですとか、あるいはまちづくりを志す方を呼び込むための事業ですとか、そういったところを実施していく予定なんですけれども、そこに対して市の職員をまちの灯台に派遣する、プラスで新たに地域おこし協力隊2名を採用して事業に取り組むこととしておりまして、その地域おこし協力隊2名分の予算を計上しているというところなんです。

高崎良二委員

その予算っていうのは、結局1回、まちの灯台に全部出すということですかね。

宮下商工観光課長

地域おこし協力隊ですので、当然会計年度任用職員でございますので、報酬につきましては市からお支払いをするという形にはなります。あと、活動費ですね、旅費ですとかそういったものにつきましては、ほかの地域おこし協力隊と同様の負担金という形で計上して、一旦まちの灯台にお支払いをして、旅費だったりとか、様々な研修の参加料、これにつきましては、その負担金から対応するという形になります。

高崎良二委員

いつもよく思うんですが、地域おこし協力隊の方々は、多分自分の持ってるスキルというものがいろいろあってお願いしてるところがあると思うんですが、それを1回まちの灯台に預けるといような、今、形になってますよね、協力隊の人たちを。そうしたときに、その人たちが本当にやりたいこととか、そのスキルをそこに入ることによって制限がされたりとか、そういうことはないんですか。

宮下商工観光課長

趣旨としましては、まちの灯台の代表の石川さんも、もともと地域おこし協力隊で、様々なアドバイザーもされてますので、活動に対してアドバイスをしてもらおうというところでございます。ですので、地域おこし協力隊の方はそれぞれのスキルに基づいて、基本的には自由に活動して、当然市も、どういう方向性でやっていこうとか打合せをするんで

すけども、基本的には自由にさせていただいておりますので、そこに対してまちの灯台から制限がかかるということではなくて、逆にアドバイスをするというようなイメージで考えていただけたらと思います。

高崎良二委員

今回の予算をずっと見てますとですね、全体的にまちの灯台が関わってきているところの予算があちこちにあって、本当に非常に分かりづらいところがあるんですよね。まちの灯台が、どの事業にどのくらいの予算をつけてやっているのかというのが全く把握できないんですが、そこら辺を知りたいのですが。

宮下商工観光課長

一応、当然まちの灯台もですね、株式会社というところで、市も幾つか委託をしております。一昨日の企画推進課における審査の際、濱田委員からもあったと思うんですけども、一応ですね、まちの灯台へ委託をしている業務というのが企画推進課と商工観光課合わせて3つございます。

一つが、企画推進課で所管しております地域おこし協力隊活動支援業務。これ、一昨日あったと思うんですけども、そして商工観光課のほうで観光案内等業務委託。そしてもう一つが先ほどのアクネファン創出事業業務委託。この3つでございます。

今年度、令和6年度の委託料につきましては、3つ合わせて530万円ということになっております。この業務委託というところですね。

高崎良二委員

業務委託でそれであって、それ以外で関連するところを出してるところありますか。

宮下商工観光課長

特段ないですね。先ほど申し上げた地域おこし協力隊委員の活動の旅費とかの負担金というものがございますが、それ以外にはないです。

高崎良二委員

例えば、前年度で言いましたら、道の駅の赤字補填をされましたよね、前年度120万円。

すいません、ちょっと言い方が悪かったです。業務委託で120万円出てましたよね。

宮下商工観光課長

令和7年度におきまして、それにつきましては指定管理料ですね。はい、指定管理料で、赤字補填ではないです。

高崎良二委員

すみません、言い方を間違えてしまいました。指定管理料ということで120万円。これはもう1回その理由を聞いていいですか。

宮下商工観光課長

先日予算委員会でも御説明しましたが、県内の多くの道の駅におきましては、トイレ等の公共部分、ここにつきましては委託料を支払っているというようなところでございます。やはり、その道の駅の性格上、トイレだけ利用しに来るっていう方も相当いらっしゃると思いますので、その分について、委託料・指定管理料等でちょっと何かしら手だてがないかというような話もありまして、先ほど申し上げたとおり、ほかの自治体の状況等を確認したところでございます。

そして、一定程度合理性があるというところございまして、道の駅の3か年の食堂ですとか物販施設、その売上げから施設管理に要する経費、そこを差し引いた差額120万円

を、指定管理料として来年度、令和7年度は支出するという形でございます。

高崎良二委員

まちの灯台の財務状況っていうところの話になると思うんですが、そういった内容は公開されないんですかね。

白石純一委員長

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後3時13分～午後3時14分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

今の課長の答弁で、高崎委員よろしいですか。

高崎良二委員

いろんなところで業務委託とか、市のお金を出してる、税金ですよ。出しているのに対して、委託先のその会社がちゃんとした経営ができるかできないかというのは私たちは見るべきだと思ってるんですが、その内容について、資料が全くないので、見ることはできないと思ってるんですが、何かそういう資料はありますか。

白石純一委員長

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後3時15分～午後3時23分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

質疑ございませんか。

木下孝行委員

7款1項2目、102ページの特定地域づくり事業協同組合の運営支援補助、この特定地域づくり事業協同組合は非常にいい活動で、私もぜひ積極的に参加を、事業者を多く集めて、各企業が非常に困っている時期に人を派遣してもらって、経営の向上に結びつけてもらいたいなというふうに思っている一人ですけども、この事業、先ほど2番委員の質問の中で、この組合員が今4人で、負担の部分は1人1時間1,300円だけというようなことを言われたけど、当然組合になれば出資金とかそういうのがあるんだろうと私は思いますけども、そういうのがあるのかないのか。なければ、逆におかしいんだろうと思うし、阿久根市のこの運営支援補助だけでやっていくのかというふうに捉われてしまうんですけど、そこら辺はどうですか。

宮下商工観光課長

一応ですね、組合のほうでも出資金を一口3万円というところで集めています。これ結構公的な事業ですので、やっぱりちょっと、自走していくっていうのはなかなか難しいところございまして、これ、現在、県内でも阿久根を含めて9あるんですけども、同じようなスキームで運営をされているところですよ。

木下孝行委員

組合員の出資が3万円。組合に負担をかけないというやり方は3万円が高いのか安いのか私はよく理解できませんけども、もうほとんど市の運営支援補助でやっていくような形になるということです。だからこれは一応、国の補助がきてるわけで2分の1と、県だったかな、4分の1と。そこらに市の手出しはもう4分の1ぐらいになってしまうんだろうと思うけども、その中でですよ、先ほど説明の中で、事務所をまちの灯台に設置をするという説明だったけども、この運営補助、ほぼ運営補助ですよ、負担金はほとんどその人の時給に回される可能性があるわけだから。そういう意味でいけば、そこに何人、3人なのか4人なのか事務所に職員が張りつくわけですけども、そういう中で、まちの灯台に対して今度は賃借料が、一部借りるわけだから賃借料が入ったり、まちの灯台の職員がその仕事を兼務するとかそういったことが、兼務なんてあり得ないわけですよ。

だから、そこら辺をちょっと私はちょっと危惧するところがあって、まちの灯台の職員が結局そこで兼業みたいな形で、まちの灯台のほうにそのお金が、その人の賃金という形で入っていくのであれば、ちょっとおかしいなと思うんだけど、そこをちょっと説明してください。

宮下商工観光課長

先ほど申し上げたとおり、運営自体は阿久根地域づくり事業協同組合が実施して、そこに対する運営費を市が補助するという形です。ここの事務を実施している方も専任でいらっしゃる形になっています。

木下孝行委員

公表できるか分かんけど、そこから家賃っていうか、その事務所を借りる、そこが発生するわけでしょう。

宮下商工観光課長

ちょっと今、そこにつきまして資料がないので、すいませんお答えができないところです。

木下孝行委員

そういうことがあっては、賃料を取るのはいくらもない部分もあるけど、その事務員に関して、いわゆる組合の採用する事務職員、その人たちが、そこでちゃんとした專業でやるんだろうと思うけど、それが結局、同じ事務所ということで、作業をこっちもしてくれ、あっちもしてくれと、いわゆるまちの灯台のちょっとした仕事もしてくれとか。逆にまちの灯台の職員がそこに協力という形で入ってするのは仮によしとしても、そこにそういうことをされたときに賃金を別途くださいよとか、そういうことにならないようにぜひしてもらいたいと思います。

それとですね、最後だから言いますが、とにかくこの事業はすごくいい事業だと思うから、できれば組合員は募って、できるだけ多く参加してもらったほうがいいと思うけど、組合員になれない会社でも、ちょっと負担金が増やせば、そこにも派遣しますよというぐらいの、何かそういう柔軟な組織にもう少しできないのかなということをお願いしたいと思うんですけど。そこは、検討の範囲内と思うんだけど、どうですか。

宮下商工観光課長

まず、その専任の事務職員がいるので、まちの灯台の仕事をしたりとか、そこで給料だとか、そういうことがないように当然見ていきたいなと思っております。

やっぱりちょっと、仕組み上ですね、この事業自体、組合員になっていただく必要がありますんで、先ほど申し上げたとおり、一口一応3万円ということになっておりますので、

可能であればこの組合員になっていただくというところが原則になっているところです。

山田勝委員

今さっきのねえ、道の駅の件なんですけどね、私が課長の説明をずっとこう聞いてってね、赤字補填じゃないんだって、委託料だって、管理指定管理料だと。指定管理料なんていう話はね、実は聞いてなかったです。これがスタートするとき。

それとね、当然、阿久根市が負担する分は阿久根市が負担せないかんですよ。しかし、例えばあなたが今さっき言ったトイレを掃除する、あそこを清掃するというのはね、これは別に予算をつくれればいいじゃない、商工観光課は。別に予算をつくれば。

これはどう見ても赤字を補填するような雰囲気を受けますよ。私は赤字を120万円足らなっただけ出すのよね、そのほかにもクーラーを新調せないかん、あれをせないかんって、何万円以上の品物については阿久根市がみますよ、軽微な分についてはまちの灯台がみますよという契約をしているはずですよ。

宮下商工観光課長

まず、今回の指定管理料につきましては、前回の予算委員会での御説明とちょっと重複して大変恐縮なんですけれども、まず道の駅の管理運営に要する費用は、食堂や特産品販売所等の収入により賄うこととしてきたところでございますが、指定管理者からですね、ほかの道の駅と同様、トイレ等の公共的なスペースについては、維持管理費用を指定管理料などとして支出いただけないだろうかという御相談があったところです。

当課におきまして、県内のほかの道の駅に確認をしたところ、約8割の施設において共用部分のトイレ等ですね、トイレ等の共用部分の維持管理費等を指定管理料などとして支出しておりまして、また、道の駅の性質上、トイレのみの利用者も多いことから、共用部分であるトイレ等の維持管理費に要する経費を市が一定程度対応するということは合理性があるというふうに認めたところでございます。

そして、先ほど申し上げたとおり指定管理料を算定したところです。トイレだけ別にとというようなお話ではございますが、一応この指定管理業務の中にもですね、施設全体、トイレを含めた管理をするということになっておりますので、別にそこだけ切り出してというところではなく指定管理料として支出をしたいというところでございます。

山田勝委員

私と相当考え方違いますよ。あそこはね、建設省のトイレ・休憩室なんですよ。道の駅にはそこに建設省のトイレ・休憩室なんですよ。そこに阿久根市が物産館を造らせてもらっただけの話なんですよ。ですから、基本的にはね、やはりトイレあるいは付近の、周辺の掃除というのは別に予算を組まないと、こういうふうになるんですよ。

何でか。スタートするときにね、相当議論をしてスタートしたわけだから。今回、新たな新しい仮契約をしたときに。だからこれは別に予算を作ってくれば、私も納得できますよ。でも、それもいつときひっくるめてやって120万円赤字、来年も赤字。分かってますよ。今までは出していないということなんです。

あなたがどんな言われようとも私はそれには妥協できない。もちろん、あなたは何編言われても同じですよと言うでしょうけどね。

白石純一委員長

意見でいいですか。答弁を求めますか。

山田勝委員

いや、答弁はなかつじゃってよかとよ。

議事進行。

脇本海水浴場のことについて、ここには南側、103ページ、脇本・大川島海水浴場管理業務、脇本海水浴場南側トイレとありますよね。

あなたは本会議でね、課長、ちょっとお尋ねしますけど、去年契約ができなかったことについては、永田上の区長のところに行ってお断りを申し上げましたということで終わりましたが、それは事実ですか。

宮下商工観光課長

すいません。私ちょっと、補佐と一緒に経緯を説明して謝罪を申し上げたのは、永田上区永寿会会長の——氏でございまして、——さん、区長さんだと勘違いしております、区長と申し上げましたが、正しくは永田上区永寿会会長の——氏でございまして。

山田勝委員

あなたがそこに行って、ちゃんとお断りしましたか。

宮下商工観光課長

補佐のほうで、——さんに連絡をとって、ちょっと経緯を説明したいので、謝罪をしたので謝りに行きたいというふうなお話をしたんですけれども、いや、もういいから、行くからとおっしゃっていただいて、大変申し訳ないんですけれども市役所に来ていただきまして、補佐のほうから経緯を御説明して、謝罪を申し上げました。そのあと私も当然、謝罪を申し上げました。

山田勝委員

本人はね、そんな話しませんよ、本人は。だから、市長は行くでしょうよ。常識的な範囲内でね、謝罪しないと。あなた方は、私たちは公務員じゃって、人格が違うたっでって、人類が違うたっで、思うごとでくったっでで済ませようと思ってももらったら困りますよ。

宮下商工観光課長

すいません、今回、本当に今年度につきましては、会長の——さん、大変御苦労されて調整していただいたということも伺っておりまして、本当に申し訳ないと思いました。です、当然この一旦契約を締結する準備は進めて、契約を締結したんですけれども、それを破棄する合意解除契約というものの結ぶ必要がありまして、そこも含めて当然経緯の御説明ですとか、もう当然謝罪はします。もうしてます。

〔山田勝委員「ちゃんとしないとね（聴取不能）」と呼ぶ〕

白石純一委員長

個人名は、すいません、控えてください。

山田勝委員

いやいや、私はね、代表に言ったらね、いやそげんと受けとらんどって。電話があって、もう契約ができなかったからで終わり。

〔宮下商工観光課長「違いますよ」と呼ぶ〕

ということでしたよ。だから、ちゃんとしなくては困りますよということですよ。

〔宮下商工観光課長「してます」と呼ぶ〕

それで今年はどうするの。

宮下商工観光課長

もう何度も申し上げますが、大変、本当に申し訳なかったので謝罪はしております。

今年度につきましては、2月25日の本会議でもお答えしましたが、土地所有者の御意向により、令和6年4月以降は、脇本海水浴場南側駐車場の土地を賃借することができなくなったところでございますので、来年度も賃借を行わないというところでございます。

白石純一委員長

課長すいません、個人名が出たので。

〔宮下商工観光課長「ああ、そうですか」と呼ぶ〕

個人名を伏せた形でもう一度お願いできますか。

〔宮下商工観光課長「はい」と呼ぶ〕

宮下商工観光課長

先ほど個人名を申し上げましたが、永田上区永寿会会長と訂正をさせていただきます。

山田勝委員

この脇本海水浴場南側トイレ給水管理業務と給水管施設管理業務って何ですか。

白石純一委員長

今の質疑は何でしたっけ。それについてどういう内容かということですか。

山田勝委員

どういふのですかって、分からんから聞くんです。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

来年度、脇本海水浴場の南側駐車場の前にある県道365号、こちらに水道管が布設されることに伴いまして、現状、その南側トイレにつきましては井戸水を使っておりますが、水道管が布設されることに伴って水道管からの給水とするために配管を布設しようとするものです。

山田勝委員

県道の本管から直接引っ張るんだけど、それは商工観光課で予算化しているということですか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

おっしゃるとおりです。

濱田洋一委員

すいません、1点だけ課長、教えてください。

102ページのですね、7款1項2目18節の先ほど11番委員からも質問がありました特定地域づくり事業協同組合運営支援補助。確かに今後、やはり労働人口等を踏まえた中で、こういった組合をつくられてやはりこういうことは私も大事なことで、必要なことだと思っております。

その中でですね、先ほど話がありましたけれども、事務所はまちの灯台阿久根さんのほうに設置するということでしたけれども、実際、まちの灯台阿久根さんの事務所のって、どこに設置されるんですか。

大川内商工振興係長

具体的には、まちの灯台阿久根の正面、観光案内所から入ったところから、左手側にちょっとセパレートを、ちょっと広いスペースがあるんですけども、そちらに具体的には事務所が、観光案内業務とは仕切りをつけた形で、事務所が設置をしてあるというような状況となっております。

濱田洋一委員

今、係長からありまして、今の観光案内所といわゆる併設というか、してる中で間仕切りをした中で、事務所が実際今あるから、そこでそういった事務もされるということですかね。

大川内商工振興係長

濱田委員のおっしゃるとおりです。

一つの敷地内を、仕切りを使って分けた形で業務を実施しているというようなところでございます。

濱田洋一委員

繰り返しになりますけれども、人的要因というか、全く区分してというような取組を、これからの事業ですからあれなんですけど、そういう考えでこの組合、まちの灯台の方がいらっしゃるという考え方でよろしいんですか。

大川内商工振興係長

濱田委員のおっしゃるとおりで問題ありません。

山田勝委員

7款1項商工費、16節の空調の公有財産、99万円について、もうちょっと具体的に話をしてください。

宮下商工観光課長

これにつきましては、やはり夏場が非常に暑いというところでございまして、来年度におきまして、寺島宗則記念館の来館者が観覧する和室2部屋に空調機2台、20畳用と12畳用でございしますが、これを購入して設置しようとするものでございます。

山田勝委員

分かりました。

さて、ちょっと確認しておきますけどね、先日、ある脇本の方がね、仏壇はどうなったのっていう話で、今どうなってるんですか。もうちゃんと課長、直していただきましたか。自宅に持って帰っていただきましたか。

宮下商工観光課長

今、寺島宗則記念館の中にある状況でございます。

山田勝委員

あのね、私は最初からね、言ってきたんですけどね。あれをしたことによってね、公私混同しましたよね。市民は差別されました。そして断絶を生みました。あそこには絶対に行かんという人もいます。何も根拠のないはずで、私に言わせたら、あそこに置かないといけない根拠はない。本人はちゃんとした家を造って仏壇もちゃんと置くところに造っているのに、阿久根市がよかがって言うただけに、あなた方は、それはね課長、市長の考えなんですか、あなたの考えですか。

宮下商工観光課長

これまでも一般質問等におきまして、市長も答弁してございますが、平成29年度の土地建物売買契約時に、以前所有者からの仏壇はそのままだと置いてほしいとの要望を受けまして了承した経緯があることから、それを覆して行政側が仏壇を撤去してくれということとはなかなか難しい状況でございます。しかしながら、議会での議論の内容につきましては、毎回、所有者に共有し、かつ、そのたびに、前所有者には意向を確認しているところではございます。

山田勝委員

はっきり言っときますがね、公私混同してるのが一つですね。市民間の断絶を生んでることですよ。あそこに絶対いかんという人もいるんだから。私はこの寺島記念館の話がここであるほどですね、本当に気持ちが悪いです。私だけじゃないんですよ、付近の近くの人が言うんだから。だから、あなた方はそれでも平気でせないかんという理由があったらそれでいいよ。

以上、また市長に話をしてみてください。

渡辺久治委員

104ページ、7款1項3目12節、寺島宗則記念館管理委託業務について伺います。

所管課に対してですね、商工観光課に対して、仏壇に関して、市民の方からこれまで記念館から引き取ったほうがよいとの御意見がありましたか。

宮下商工観光課長

特段ないところでございます。

渡辺久治委員

寺島会に聞き取りに行ったということですがけれども、仏壇に関して来訪者が記念館から引き取ったほうがよいという意見がありましたか。また、あるいは寺島会関係者から引き取ったほうがよいとの御意見がこれまでありましたか。

宮下商工観光課長

それにつきましても特段ないところでございます。

〔渡辺久治委員「はい、質問終わります」と呼ぶ〕

山田勝委員

私はね、本当にね。

白石純一委員長

今の件ですか。

山田勝委員

はい、そうです。

断絶とね、平気で言う人たちですよ。誰が、誰と誰と誰と言うたな。私は言いませんよ。誰と誰と誰と言ったか。そんなことを言ったらね、さらにね、市民間是不信に陥ります。平気でそんなこと言う人がいる。

簡単なことですよ。阿久根市民の金で買ったところに、何で前の人のを置かないかんと。簡単なことですよ。ただ簡単なことも分からない人と話したくもない、行きたくもない。

濱田洋一委員

最後になりますが、1点だけ教えてください。

先ほど課長から説明がありました、104ページ7款1項3目16節、空調機ですが、寺島宗則邸における空調設備ですがけれども、これですね、確かに暑いですから必要と思います。ただですね、私が思うには、あそこの寺島宗則記念館にマッチした空調設備がいいかなと。ただ、通常の御自宅にですよ、室外機があつて、そして固定設置するよりも、何かマッチした空調設備がいいのかなあと思うんですが、いかがでしょうか。

宮下商工観光課長

濱田委員おっしゃるとおりでございまして、ちゃんと寺島宗則記念館の外観にあった形のものを設置したいと思っております。

〔濱田洋一委員「以上です、よろしくお願いします」と呼ぶ〕

白石純一委員長

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第17号中、商工観光課所管の事項の審査を一時中止します。

〔商工観光課退室〕

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後 3 時49分～午後 3 時58分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

本日の審査は商工観光課までを予定していましたが、明日予定している都市建設課の審査を行いたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

〔都市建設課入室〕

ただいまから都市建設課の審査に入ります。

課長の説明を求めます。

池田都市建設課長

議案第17号中、都市建設課の所管する事項について御説明いたします。

予算書の9ページを御覧ください。

第3表地方債であります。都市建設課所管分は、2行目の市道新設改良事業から10ページ下から4行目の公営住宅解体事業までと、11ページ1番下の現年発生補助土木施設災害復旧事業の19事業について、事業費の一部に起債を充てようとするものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

予算書の106ページを御覧ください。

第8款土木費2項1目道路橋りょう総務費は、前年度より1920万7000円の増額となっておりますが、会計年度任用職員の人件費3人分の増額が主なものであります。

その理由として、令和7年度から南九州西回り自動車道阿久根川内道路等の用地を先行取得するものであり、地方公共団体等が先行取得した土地を国庫債務負担行為に基づき翌年度以降国が買い戻す制度を活用し、用地の早期取得につなげるものであり、薩摩川内市も同様に取り組むものであります。

107ページを御覧ください。

12節委託料は、説明欄記載の業務を委託するものであります。

16節公有財産購入費は、市道等の道路等越境解消のための用地購入費であり、新たに実施するものであります。

次に、18節負担金、補助及び交付金は、説明欄記載の事業等を実施するものであります。

108ページを御覧ください。

2目道路維持費12節委託料は、説明欄記載の業務委託を実施するものであり、測量設計

業務については、市道尻無大川線、本町南線を予定しております。

14節工事請負費は、市民からの要望を踏まえ、緊急性や重要性、効率性を判断し、通行の安全を確保するための市単独の道路維持修繕事業の改修工事費であります。

18節負担金、補助及び交付金は、各区が維持管理を行っております法定外公共物の改修事業費に対する補助金であります。

21節補償補てん及び賠償金は、市道丸尾線ほか2線における側溝改修工事に伴います電柱移転補償が主なものであります。

109ページを御覧ください。

3目道路新設改良費12節委託料は、市道下村瀬之浦線及び大田赤瀬川線の調査業務に係る委託料であります。

14節工事請負費は、社会資本整備総合交付金等を活用して行います市道黒之瀬戸線、中央線、及び柊線の工事請負費であります。

16節公有財産購入費は、道路改良事業に伴います用地購入費であります。

18節負担金、補助及び交付金は、県単道路整備事業、県道脇本赤瀬川線根比工区の負担金であります。

21節補償補てん及び賠償金は、道路改良事業に伴います電柱移転及び立木補償費等であります。

4目橋りょう維持費12節委託料は、橋梁修繕の詳細設計業務委託であります。

14節工事請負費は、道路メンテナンス事業を活用して行います橋梁改修工事費であり、昨年度に引き続き実施する浜田橋のほか、4橋を予定しております。

110ページを御覧ください。

3項2目河川維持費12節委託料は、河川の伐開業務委託であります。

14節工事請負費は、河川の護岸維持修繕事業における工事請負費であります。

4目砂防費14節工事請負費は、急傾斜地崩壊対策事業で行います塩屋浦地区の工事請負費であります。18節負担金、補助及び交付金は、県が行います県営急傾斜地崩壊対策事業尻無1地区及び県単砂防事業小漣川地区の負担金であります。

4項港湾費2目港湾建設費14節工事請負費は、高之口港の防波堤改修工事であります。

111ページを御覧ください。

5項都市計画費1目都市計画総務費の1952万3000円の増額は、12節委託料の説明欄記載の都市計画基礎調査業務が主なものであり、5年に1回、調査を行うものであります。

112ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金のうち、旧潟土地区画整理地内未処分市有地購入促進事業は、令和7年度から実施するものであり、18歳未満の子供がいる子育て世帯に対する補助金であり、土地代の30%、上限100万円を補助するものであります。

3目公園費12節委託料は、説明欄記載の業務を行うものであり、新たな業務としては、番所丘公園景観整備業務であり、公園からの眺望を確保するため、支障となる雑木等の伐採を行うものであります。

14節工事請負費は、説明欄記載の事業を行うものであり、鶴見公園スポーツ施設設置事業として、鶴見公園にバスケットゴールを設置するものであります。また、番所丘公園観光施設整備事業として、現在、整備中のオートキャンプ場横の海に見える場所に展望テラスを設置するものであります。

113ページを御覧ください。

17節備品購入費は、番所丘公園のゴーカート2台分及び番所丘公園通信用ポケットWi-Fiの購入費であります。

18節負担金、補助及び交付金は、新たな事業として、キャンプ＋温泉利用推進事業を行うものであり、番所丘公園のキャンプ利用者に対する温泉利用のための割引券であり、大人200円、子供100円を補助するものであります。

4目都市下水路費14節工事請負費は、都市下水路維持補修事業として、大丸都市下水路及び上野都市下水路の大型蓋板設置及びしゅんせつ工事を行うものであります。

114ページから115ページにかけての6項住宅費1目住宅管理費12節委託料は、説明欄記載の業務委託を行うものであり、新たな業務として、市営住宅改修設計業務を行うものであり、鶴見タウン及び折口住宅を計画しております。

14節工事請負費は、補助事業で行う春畑住宅給排水設備改修工事、並びに市単独事業で行う住宅維持修繕工事、及び老朽住宅解体工事であります。

17節備品購入費は、建築技能業務員が使用する車両を購入するものであります。

18節負担金、補助及び交付金は、危険空家解体事業補助15件分が主なものであります。

3目危険住宅移転促進費18節負担金、補助及び交付金は、がけ地近接等危険住宅移転事業1件分であります。

次に、143ページを御覧ください。

第11款災害復旧費6項1目単独土木施設災害復旧費13節使用料及び賃借料は、災害時における緊急を要する重機の借上料が主なものであります。

2目補助土木施設災害復旧費12節委託料は、土木施設における災害が発生したとき、早急な対応を行うための測量設計業務委託料を計上するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

18ページを御覧ください。

第12款分担金及び負担金1項2目土木費分担金1節河川費分担金は、急傾斜地崩壊対策事業、塩屋浦地区に係る分担金であります。

19ページを御覧ください。

第13款使用料及び手数料1項6目土木使用料1節道路橋りょう使用料は、市道内に占用している電柱及びガス管等の道路占用料が主なものであります。

20ページを御覧ください。

3節住宅使用料は、現年度及び過年度分の市営住宅使用料と市営住宅駐車場使用料であります。

23ページを御覧ください。

第14款国庫支出金2項7目土木費国庫補助金2節道路橋りょう費補助金から6節住宅費補助金までは、歳出で説明しました道路新設改良事業、橋りょう改修事業、市営住宅改修事業等に係るものであり、説明欄記載の補助金をそれぞれ充当するものであります。

27ページを御覧ください。

第15款県支出金2項7目土木費県補助金3節河川費補助金から6節住宅費補助金は、歳出で説明しました説明欄記載の事業に対する県補助金であります。

28ページを御覧ください。

3項7目土木費委託金1節道路橋りょう費委託金は、国道389号の管理委託に伴う鹿児島

県からの市町村権限移譲交付金であります。

30ページを御覧ください。

第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち都市建設課所管分は、説明欄記載の「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基金利子であります。

36ページを御覧ください。

第21款市債1項7目土木債は、説明欄に記載してありますとおり、それぞれの事業の財源の一部に市債を充てるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

白石純一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

渡辺久治委員

110ページ、8款3項2目河川維持費。全般2,400万円ぐらいこう、あげてありますけれども、これは河川全般に関する維持とかしゅんせつとかそういうことに、何か特定したあれですか。特定した金額ですかね。その辺をちょっと。

吉屋都市建設課長補佐兼建設係長

2,400万円につきましては、河川の伐開、あと、護岸補修などの維持・補修事業ですね。あと、河川の重機借上げの総額で2,400万円を計上しております。

内容としましては、委託料の800万円につきましては、5河川、大下川、飛松川、愛宕川、馬見塚川、田島川の河川伐開と寄洲除去を計画しております。

渡辺久治委員

概要にしゅんせつとか伐開とかあるもんだから、実は、愛宕川が入ってましたね。はい、分かりました。

木下孝行委員

今のところの工事請負費の河川改修。これはどこの川を予定してるんですかね。

吉屋都市建設課長補佐兼建設係長

工事請負費につきましては、6河川を計画しておりまして、鶴見川、太郎九郎川、根比川、馬見塚川、南畑川、あと鳴迫川につきまして、一部護岸がちょっと損傷してる場所ですとか、あと底板がちょっと傷んでるところなどの修繕工事を計画しております。

木下孝行委員

工事箇所は、今6か所ということで、委託の伐開工事も馬見塚川が両方入ってるんですけど、これもあくまで別々にやるということで認識すればいいんですよね。

吉屋都市建設課長補佐兼建設係長

馬見塚川につきましては伐開の箇所と工事の請負費の場所がほぼ近くになってございまして、馬見塚の公民館のちょっと上流側になるんですけども、こちらのほうで一部護岸が損傷しているところがありますので、その維持補修工事が一か所と、あと、この前後の伐開がちょっと必要な箇所がございましたので、そちらのほうを今計画しております。

木下孝行委員

馬見塚川に関しては同時に着工する部分もあるということで理解すればいいんですか。

吉屋都市建設課長補佐兼建設係長

こちらの委託と本工事につきまして、別途工事で、別々に発注を考えておりますので、

その時期としましては、若干、別々になるかと思っております。

木下孝行委員

ちょっと場所を確認したいんですけど、4目の砂防費。同じページですよ。塩屋浦地区というのはどこ。私ちょっと分からないもんだから。塩屋浦ってどこら辺ですか。

吉屋都市建設課長補佐兼建設係長

塩屋浦地区という小漣の集落の中になるんですけども。

〔木下孝行委員「小漣」と呼ぶ〕

はい、こちらのほうの。

木下孝行委員

はい、分かりました。

山田勝委員

今のね、小漣の県道より上ですか。下ですか。

吉屋都市建設課長補佐兼建設係長

県道より上のほうになります。

〔山田勝委員「県道より上」と呼ぶ〕

はい。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔木下孝行委員「村中になるわけ」と呼ぶ〕

〔山田勝委員「いやいや、先、先」と呼ぶ〕

よろしいですか。

〔木下孝行委員「いいですよ」と呼ぶ〕

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ではすいません。暫時。

〔発言する者あり〕

委員長の職を交代させてください。

〔白石純一委員長は委員席、大田基次副委員長は委員長席に着席〕

大田基次副委員長

暫時、委員長の職務を行います。

白石純一委員

112ページの8款5項3目12節委託料の番所丘公園管理業務、並びに18節の負担金補助のその他補助金、キャンプと温泉利用推進事業ですが、4月1日から新たなキャンプサイトを追加してるという計画ですが、その予定に変わりはございませんか。

池田都市建設課長

4月の1日の、一応予定ということでしております。今、工事中でありまして、工事自体は3月中に終わる予定であります。その使用できるかどうか、芝の活着等もありますので、一応予定としては4月1日というふうに考えているところでございます。

白石純一委員

工期は3月末で、3月末には引渡しということではないんですか。

池田都市建設課長

引渡しは、3月中に引渡しということになっております。

白石純一委員

4月1日からはすぐには使えないということでしょうか。

池田都市建設課長

一応、使えるというふうに思っているんですけども、芝の活着状況がどうかというところで、すぐ使えるかどうかというのはそのときに判断したいかなというふうに思っているところです。

白石純一委員

まあ工期はですね、やはりその芝の云々も、しっかり使えるように終わって引き渡すというのが前提だと思うんですが。というのが、4月1日春休みですよ。したがって、春休み、やっぱりお子様連れの方も利用したいという方も多いんじゃないかと思うので、何とか3月末中に引き渡して、4月1日から、桜のシーズンでもありますので、と思います。

そして、オープニングセレモニー等はいつ予定されてるんでしょうか。

池田都市建設課長

セレモニー等についてはですね、今、水泳振興会とも話をしてるんですけども、昨年プレオープンもしました5月のグリーンフェスのときに1番いいのかなということで、今話をしているところでございます。

白石純一委員

ゴールデンウィークも非常に忙しくなるといいますので、それまでに、やはり4月の初めから運営を、ソフトオープンでですね、キャンプ場もオープンして、徐々に慣れていきながら、ゴールデンウィークの1番忙しいときに入って、運営がうまく回るようにすべきだと思いますので、その辺りは運営の方々への、まあそれが1番いいと思いますので、その辺りも考慮していただきたいんですが、それは可能でしょうか。

池田都市建設課長

そのように進めていきたいというふうに思っております。

〔白石純一委員「以上です」と呼ぶ〕

大田基次副委員長

白石委員の質疑が終わりましたので、委員長の職務を白石委員長と交代します。

〔白石純一委員長は委員長席、大田基次副委員長は委員席に着席〕

白石純一委員長

以上で、議案第17号中、都市建設課所管の事項の審査を一時中止します。

〔発言する者あり〕

ここでお諮りします。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと。

〔渡辺久治委員離席〕

渡辺委員、まだですよ。

〔渡辺久治委員着席〕

御異議なしと認め、延会することに決しました。
本日はこれにて延会します。

(延会 午後4時21分)

予算委員会委員長 白 石 純 一